

## 明嘉靖初期における議礼派政権と仏教肅正：「皇姑寺事件」を考察の中心にして

陳, 玉女  
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25762>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 23, pp.1-37, 1995-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

## 明嘉靖初期における議礼派政権と仏教肅清

—「皇姑寺事件」を考察の中心にして—

陳 玉女

周知のように、明の世宗嘉靖帝は孝宗弘治帝の弟興献王の嗣子朱厚熜であり、安陸興献藩王の身で大統を嗣いだたため、即位後、生父興献王を追尊しようとし、そのために大礼議事件がおこった。大礼の議においては、議礼派と反議礼派という二派の紛争が引き起こされた。反議礼派すなわち武宗正徳時代からの老閣臣である楊廷和らは祖法に固執して弘治帝を皇考、生父興献王を皇伯考とすべきだとしたが、結局彼らは政治権力を失った。一方、議礼派張璁、桂萼、霍韜らは、嘉靖帝の意に迎合して、弘治帝を皇伯考、昭聖皇太后を皇伯母、生父興献王を皇考、生母章聖皇后を聖母とすべきとし、一躍中央政権にのぼった。彼らはいわゆる新派朝臣である。

大礼議事件の後、議礼派によって新政改革が相次いで展開されるうちに、嘉靖六年（一五二七）に仏教への肅清政策も正式に開始され近畿では廃仏風潮が巻き起こった。この廃仏熱がたかまる中で「皇姑寺事件」がおこった。「皇姑寺事件」とは、宛平県香山郷黄村に位置する保明寺（俗称を皇姑寺といった）を舞台とする事件である。嘉靖六年の廃仏政策において、保明寺もまた折毀の危機に直面したが、当時の皇伯母昭聖・聖母章聖両皇太后や廃仏主張者である議礼派までもが折毀に反対し、嘉靖帝と衝突した。政界はこれによって混乱したが、結局皇姑寺はその破壊を免れた。この事件は、仏教肅清が嘉靖帝や議礼派の革新理念のもとに推進されたという従来の観点が一面的であることを示唆しているように筆者には思われる。それでは、なぜ議礼派が仏教肅清の主張を行なったのか、いかなる政治的理念と背景によってこれを提唱したのか、なぜ嘉靖帝の意向に逆らってまで皇姑寺を保存しようとしたのか、といった疑問が生じる。さらに「皇姑寺事件」はいつたどのような歴史的意義を示しているのかという問題がある。これらの問題について、当時「皇姑寺事件」に係わった政治社会的

事柄を通して考察する。さらにこれによつて、嘉靖初期における廃仏政策の特質と意義をあきらかにしようとする。

従来、嘉靖時期の廃仏の原因を道教の隆盛に求め、そういった視点から論究される事が多かったが、時期によつて状況に差異があり、道教勢力との拮抗関係のみを重視するのは問題があり、嘉靖時期にわたる廃仏の全般的な性質を理解する上で、各時期について細かく分析していかざるを得ないと筆者は考えている。それこそが本稿での嘉靖初期の廃仏についての究明の方針である。

## 一、廃仏の発端——とくに霍韜の政治理念を中心に——

明代中葉、即ち正統より正徳に至るまでの時期において仏教教団は著しく拡大した。従来、その原因は、一つには歴代天子が崇仏にはしつたこと、あるいは朝政に怠慢な君臣の間につけ込んだ宦官が仏教を誘引したことに求められた。とくに中葉以後、天子は西僧を極めて優遇し、これに対する出費は莫大なものとなった。たとえば、朝貢者の続出、北京滞在の番僧・西僧と宮廷との連絡に任ずる伝奉官の増加、及び中国内地における寺院創建および重修、齋醮香火の費用の増加といった事態に對して、賞賜・秩禄を給し、食糧を支給せねばならず、このために莫大な内帑金が使われた。こうして帝室財政は窮乏していき、これを打開するために金山の発掘、淘煎、皇莊の増設、織造の増徴、白糧の徴税等種々対策が講ぜられた。<sup>(2)</sup>天子の崇仏は、正徳帝のラマ僧愛好癖による「迎活仏」に至つて最高潮に達する。

しかし、いわゆる「迎活仏」事件は明廷のラマ僧寵愛に終止符を打つたと言われている。<sup>(3)</sup>世宗は、正徳十六年(一五二二)四月に即位してから、皇室のラマ教崇拜から生じた悪弊の根絶、及び宮中にある数多くのラマ僧とそれに関わる一切の設置に對して処置を行った。まず、『明世宗実録』卷一、正徳十六年四月二十二日に、

自正徳以来、諸色人等伝陞乞陞大小官職、盡行裁革。吏戸礼兵四部、各将查革過伝陞乞陞文武僧道匠芸官員名数類奏。

とあり、正徳年間より、伝陞もしくは乞陞された文武僧道匠芸等の大小官員を調べて淘汰せよと詔した。そして同年六月丁未(十七日)に、僧録司左善世文明等一百八十二員、道録司真人高士柏、尚寛等、左正一周得安等七十七員、教坊司官俳奉鑾等、官蘇祥等一百六員を淘汰した。<sup>(4)</sup>さらに、番僧の懲罰、チベット朝貢使臣の員数制限を相次いで実行に移したことが、『明世宗実録』の記述からわかる。しかしながら、嘉靖二年(一五二三)閏四月、大学士楊廷和等の上奏文に、齋醮の宗教儀式

は依然として行われており、陛下（嘉靖帝）もみずから祭壇に御幸し、一方劉瑾、錢寧らも僧道を崇拜し、寺院の建造にはしり、かえって一家の滅亡を招いたという。このため楊廷和等は、嘉靖帝に、僧道を斥けて齋醮を停止することを請い、齋醮の費用を貧困の救済のために流用すべきであると諫めた。<sup>5)</sup>

続いて吏部尚書喬宇等も次のように上奏した。「嘉靖帝は即位の初、まず法王、佛子、禪師を処分し、さらに善世、真人の封号を淘汰し、新築寺院をことごとく破壊したが、これは、邪正の区別をわきまえた判断だった。しかし、妖幻を信用して聖体を煩勞させることは不可の最たるものである。正徳末年の弊害とほとんど変わらない。これは我々がひそかに陛下のため憂える点である」と進言した。<sup>6)</sup>

また給事中鄭一鵬は次のように述べた。一醮の費用は萬余金以上を費やし、月に何万金も掛かるかわからないほど莫大であったが、一方で天災があつた時、京師の民は乞食しても食物を口にするのができなかった。なぜ佞幸によって僧道を満腹させるのか。彼は、もし西天廠、西番廠を寶訓廠、古訓廠と改めて祖訓、奏疏を保存し、そして經筵の後、その中で遊息すれば、堯舜や唐虞のような政治ができるはずだと主張した。後に吏科給事中張原も、嘉靖帝に仏道の修驗に耽らないように、速やかに宮中に祭られた仏像をすべて壊し、内外の齋醮を停止するよう諫めた。<sup>7)</sup>そこで、嘉靖帝は、天下の飢饉でとりあえず齋醮の停止を命じた。

以上のことから、嘉靖帝は、即位もない頃には、けつして仏道両教の儀礼を完全に断絶しているわけではなく、仏道を徹底的に排斥する態度は現れなかった。同時に朝臣の一連の建言に対しても積極的にこれを聞き入れることはなかったようである。その後、嘉靖三年（一五二四）、朝臣等が大礼問題をめぐって激しく論争を繰り返したので、仏道肅清問題は一時的に表面から姿を消した。大礼の議が一旦落ち着いた、嘉靖六年（一五二七）、『明世宗実録』巻七八の同年七月乙巳の条に、嘉靖帝の詔を載せて、

朕思每年初度、該衙門援例請於朝天等宮寺、薦建齋以為祈壽福者。夫人君欲壽、非事齋醮以能致之。果能敬事上天、凡所戕身伐命之事、一切致謹焉、則必得壽年長永。奚可以齋醮為事乎。悉行革去、止着朝天宮建齋醮如故。其兩宮景命等日皆照旧行。革三廠二寺之齋者、所謂省一分、有一分之益之意。存一宮之醮者、蓋做春祈秋報之意。朕此意欲言之已久、而恐人譏朕偏尚、特與卿等言之、庶見崇正之意。

とある。嘉靖帝は、齋醮を通じて壽福を得ることを否定し、上天に謹んで事えれば、必ず長寿が自然に降りてくると考えていたので、京城内の三経廠或いは城外の二寺では行われる一切の齋事を廃止し、ただ朝天宮の齋醮のみ昔の通りに続けるよう命じた。帝は、三経廠、二寺の齋を停止させるのは、一分を省くなら、一分の利益が得られるからで、朝天一宮の齋醮を保存させるのは、春祈秋報の意をまねするためであるとする。そして自分はこの意図を久しく表明したいと欲しているけれども、「偏尚」と非難される恐れがあるので、ことさらに卿等に言明して、正統思想を尊ぶ本意を理解して欲しいのだと訴えている。この詔から、嘉靖帝が道觀朝天宮を存続させるため、国家の正統祭典にかこつけてこれを弁護している一方で、異端である仏教についてはこれを次第に整理していこうとする政策に転換していったことがうかがえる。つまり嘉靖帝はこの頃から仏道両教の扱いを区別しはじめていたのである。

この後、同年十二月戊申（五日）に、太子詹事霍韜は「太祖旧章十二事」を呈上している。この「太祖旧章十二事」はすべて太祖洪武帝が定めた諸々政令の方針と理念に基づいたものである。なぜ霍韜はこの方案を提出したのか、その主旨については、「裨治疏」に次のように述べている。<sup>9)</sup>

我太祖皇帝、……凡立法度、俱精思累年、所以為天下万世慮者、周備矣。惟宣德正統以後、遂漸廢壞、循至邇年、太祖之法、所存者蓋無幾矣。今不復太祖之法、可以致隆平者、臣未之聞也。……太祖旧章臣未得悉陳、謹記一二切于時政者、及近年行令有合太祖者為例以獻、夫望勅下該部、次第舉行、仍查臣所未學者、以漸修復、即圖治理之大端也。

霍韜は、太祖時代の法令に従って、久しく弛緩したままの種々の制度を矯正し、政治制度の大筋を整えるように図っている。つまり洪武政令の復興を目指しているわけである。掲げられた十二条の法規の中に、僧道管理に関するものは三つある。その内容の概ねは次のとおりである。

一、霍韜は、洪武年間に出色された四つの法令を挙げている。

(a) 洪武五年（一三七二）、僧道に度牒を授与し、僧録道録司が『周知冊』（僧籍、道籍）を造って天下の寺観に公布する。

(b) 六年（一三七三）、仏教經典試験の合格者であれば、度牒の授与を許す。

(c) 二十八年（一三九五）、天下の僧道は京師へ試験に行かせて、仏教經典に通じなければ、還俗させる。

(d)二十四年(一三九一)、およそ各府州県における寺観は衆多の僧道を收容しうる大きなもの一ヶ所のみを残してあとは廃す。僧道は俗人と雑居を許さず、違反した場合は重罪として処罰する。

霍韜によると、太祖の『周知冊』制度は、僧道の奸偽を防ぐことに重点が置かれており、すべての僧道の本籍を『周知冊』に詳しく登録すべきことが施策の基本となっている。(a)(b)(c)を実行すれば、漢代の道教張魯や元白蓮教のような民衆宗教反乱、および僧団素質の「良莠不齊」を肅清して奸計の発生を予防することができる。さらに(d)の施策によって、僧道の集団が、反政府的な集団に発展し、反乱を起こすような事態を防止することができる。つまり法令のいずれもが反乱の予防を中心にして設けられたものであったといえよう。以上のように霍韜は指摘する。『周知冊』、即ち僧籍が乱れ、度牒を持たない私度僧や寺院数が日増しに増えることは、政治あるいは社会秩序を脅かすことであつたことがわかる。

二、永樂六年(一四〇八)、軍民子弟、僮奴は自らに剃髪して僧となる者は、その父兄と一緒に京師へ押送するか五台山で働かせる。労働が終つた後で、北京で耕作あるいは廬龍で馬飼いをさせる、という令があつた。

霍韜は、罪から逃れる多くの奸人や農作に務めない懶民が次々と僧侶になる事態を見て、僧道が盛んになれば王政が衰えるという論法を用い、軍民子弟の勝手に剃髪して僧となるものは、すべて北京へ押送し、農作をさせるべきであると主張する。

三、景泰三年(一四五二)、各所の寺観の田地は、寺観ごとに六十畝限りを業とし、それ以外の田地を小作人に植え付けさせ、糧差を辨納させよと令した。

霍韜は、この令が行なわれれば、奸人が田畝の利を得ることがないので、彼らが僧道になることがなくなるだけでなく、小作人も僧道による田地の兼併からまぬがれることができ、これこそが王政の要領であると考へている。

この二つの令から、僧道となることは投機者が罪を逃れて生計を立てる生存の道となり、また僧道が土地兼併を盛んに行なっているという社会現象が浮かびあがる。霍韜が明初洪武時期における仏教統治制度の再実行を強調していることから、明中葉以後、私度僧の増加、私創庵寺の氾濫、及び寺院田産の拡張、即ち仏教教団の急激な膨張が治安を悪化させ、国力を疲弊させていたことがうかがえる。つまり霍韜は、仏教肅清によつて社会や経済の秩序の崩壊を防ごうとしたわけであり、これは嘉靖初期の政治革新の重要な一面ではないかと筆者は考へる。

霍韜が以上の施策を表明した四日後、即ち嘉靖六年十二月壬子（九日）条に、

礼部尚書方献夫等言、尼僧道姑、有傷風化、欲將見在者發回改嫁、以廣生聚。年老者、量給養贍、依親居住。其庵寺拆毀變賣、勅賜尊經護勅等項追奪、戒諭勸戚之家不得私度、詔悉如其言。

とあり、礼部尚書方献夫等が、尼僧道姑が風俗を損なうため、現在尼僧道姑となっている者を送還し、嫁がせて人民の数を増やし、年輩者については扶養金を支給し、親類の家に居住させる。そしてその寺庵を破壊して金に換え、勅賜した尊経や護勅を奪い返すように主張している。また勸戚の家はひそかに僧尼となつてはならないと戒諭すべきであると述べている。勸戚の私度する風潮が高まっているのは注目すべきことである。勸戚と仏教との関係については節を改めて検討する。

方献夫等が上述の考えを提出してから、嘉靖帝はさっそく仏教禁止令を下し、次のような上諭を出した。

（前略）上復諭献夫曰、昨霍韜言僧道盛者、王政之衰也。所言良是、今天下僧道無度牒者、其令有司盡為查革、自今永不開度、及私創寺觀庵院犯者、罪無赦。

また、『西園聞見録』卷一〇五、「住行一方献夫」には、

方公献夫、……嘉靖初、議大礼、遷吏部侍郎、尋擢礼部尚書、嘗以畿内尼姑菴寺、大傷風化、力請毀之。上曰、霍韜嘗言僧道盛、王政之衰也。所議良是、遂詔毀畿内菴寺六百餘区、天下僧道無度牒者、令有司嚴革之。

とあり、『南海県志』卷十一、「人物伝一方献夫」にも、

（前略）是冬、遷吏部侍郎尋擢礼部尚書、献夫遂請毀畿内尼姑庵堂、至六百餘区、天下無度牒者悉令還俗。

とあるように、度牒のない僧侶と私的な寺庵を嚴格に取り締まり、その結果、取り壊された寺庵は、やや誇張があるようであるが六百余箇所にのぼったという。方献夫等による仏教整理は主として畿内に限られたものの、かなり徹底的におこなわれたらしい。

ここで、畿内という地域的限定は何のためであったのか、激しい寺庵破壊が進められたにもかかわらず、さきに示したような「皇姑寺事件」がなぜ起こってしまったのか、という疑問が生じるが、これは、嘉靖時期における第一段階の廃仏の歴史の意味を説明する上で究明せねばならない点である。しかし、この問題に移る前に、霍韜と方献夫の廃仏思想の時代背景について説明せねばならない。そうすることによって嘉靖六年の仏教肅清政策が打ちだされた理由をさらに深く理解できる

と思われるからである。

嘉靖初期の廃仏政策の主要な推進者である霍韜と方猷夫はいずれも議礼派に属し、広東南海県の人である。両者ともに積極的な仏教排斥の思想を持っているが、それはなぜであろうか。まず、彼らの出身地である南海県の風俗を見ていくと、前掲の『康熙南海県志』巻六、「風俗」に

広郡称海濱鄒魯、而南邑為首、衣冠文献埒於中州。自濂溪過化以後、有陳去華師事陸子靜、而道學興、多士剛直信義、婦女罕出閨門、較異他鄉。……其冠婚葬祭悉準家礼、今多簡略、……崇信左道、礼僧雜髮者有之。

と記されているように、南海県における道学の興起は、宋時代、周濂溪の教化を経て、陳去華が陸九淵の教えを受けたことに始まり、そのため南海の冠婚葬祭はすべて家礼に従う風潮があったが、今（明中葉以後を指すと思われる）は大分簡略化され、さらに左道を崇拜し、僧に帰依して雜髮する者が出るに至った。このように、南海県の社会に起こった家礼の弛緩と左道の信仰の隆盛は、明中期以後、黄冊と里甲制度の崩壊につれて、里老教化の政策或いは洪武礼制、即ち礼教が衰退してくるといふ社会の普遍的現象からくるものであった。嘉靖から萬曆にかけて普遍化した政治現象の一つは、鄉村統治の方針が郷約の定期的な講会、裁判によって決められていたことであると考えられている。明中葉以降、広東社会において官紳は教化政策を推進していき、社会学を復興し、書院を設立し、民間の子弟を教化し、風俗を矯正させるように努めたと言われている。南海県のみで、社会学は百五十七箇所にのぼったといわれる。明代広東の理学は、新会の陳猷章から始まり、増城の湛若水が心性説を唱え、本稿で取りあげる霍韜、方猷夫といった著名な理学者が輩出する。彼らは、書院を設けて講学することに力を入れ、たとえば湛若水は、黄宗羲によれば、

（前略）從學於白沙。……正徳丁亥、奉母葬帰、卜西樵為講修。……平生足跡所至、必建書院以祀白沙、從遊者殆遍天下。

という如く、足跡が渡った所で必ず書院を設立し陳白沙を祭った。また霍韜と方猷夫は、『康熙南海県志』巻八、「学校志」に

石泉書院、在西樵天湖北、大学士方猷夫建。……四峰書院、在西樵山寶下、尚書霍韜建。……石頭書院、在石頭里、霍韜建。……慎徳書院、在粵秀山麓、霍文敏韜建、後改為祠、其子孫環居之。

とあるように、それぞれ書院を創立した。史料中の西樵山（南海都城の西南の百二十里にある）は広東の理学の重鎮となり、方猷夫や霍韜は、湛若水とともに、室を築いて講学をおこなった。もちろん彼らの学説は陳白沙や湛若水の学説に深く影響されていた。湛若水の語録に、

衝問儒釈之辨。先生曰、子可謂切問矣。孟子之學、知言養氣、首欲知諛淫邪遷之害心。蓋此事第一步生死路頭也。往年曾與一友辨此。渠云、天理二字、不是校仙勘佛得来、吾自此遂不復講。吾意謂天理、正在此岐路上辨。辨了、便可泰然行去。不至差毫釐而謬千里也。儒者在察天理、佛者反以天理為障。聖人之學、至大至公。釋者之學、至小至私。大小公私、足以辨之矣。……凡私皆從一身上起念、聖人自無此。……若佛者務去六根六塵。根塵指耳目口鼻等為言、然皆天之所以與我不能無者而務去之。即己一身、亦奈何不得不免、有意必固我之私、猶強謂之無我耳、何等私小。

とあるように儒・仏両者の異同がかなり強調して説明されている。湛若水は、儒仏の弁別を切要な課題にしており、「天理」の兩字が道・仏の二教には生じないという説に賛同し、以下のように儒仏の異同を述べる。儒教は天理を明察するが、反対に仏教は天理を障りと考える。聖人の学が至大至公であるのに対し、仏教は至小至私である。仏教では六根、六塵を取り除かなければならないと教えるが、そもそも根塵、即ち耳目口鼻等は皆天から我々が授かって一つも欠けてはいけなものであり、自身の体軀もまたこれを免れ得ないものだ。意があれば必ず自我の私に固執する。しかしながら、仏教は強引に無我を説いているが、これは何よりも私小である、と論じている。また、

先生曰、仏氏初心、驅殺起念。……彼又有無諸相之説、必不肯服從事聖人之書者。亦有縱欲敗度傷殘倫理、然不可謂之儒、聖人必不取之。而仏教之教、正欲人人絶滅倫理。

とあり、仏教の教えは人倫を断絶させようとするものであると退けている。霍韜は宋儒程明道が説いた「道は君臣、父子、兄弟、夫婦の上に求めよ」という説を道学の正道と考え、同時に「世人が老仏に耽つて老仏の上一截が我が儒教と同様といひ、また、儒と仏の差が毫釐しかない」といふことは、千古名教の罪人だと非難する。このように霍韜は湛若水と同様「儒仏一体」の説を排斥してその異同を強調し、さらに人倫関係を重視する。霍韜等の理学者は書院を通して儒教の礼教・人倫思想を鼓吹し、これによって仏教を抑止しようとする方針であった。

広東の官紳は、書院の振興以外に、郷約・家訓の教化、異端淫祠への取締など手段によって儒教の人倫・礼教思想を復

興しようとした。例えば、霍韜の『霍渭厓家訓』はその一例である。孫毓修が撰した『霍渭厓家訓跋』には、

(前略) 可知文敏議尊興猷為皇考、則斥司馬公不知忠孝、不当從祀孔廟、合祀天地。則並詆及周礼、以是為世詬病。今觀其家訓、敬宗收族、有象山義門之風、傲而行之、洵足挽回末俗。不徒秘帙是誇也。丙辰夏正孔子生日、無錫孫毓修撰。とあることから、霍韜の学問思想の源は宋儒陸九淵まで遡れる。つまり上述した南海の道学は周濂溪や陸九淵の影響を深く受け入れた旧来の伝統文化思想と深くかかわっている。この家訓は宗族共同体を維持する役割を果たしながら、後世の習俗を回復することを目的としているといえる。

次に異端淫祠の破壊についてみてみよう。嘉靖元年(一五二二)、提督学副使魏校は広東で淫祠を破壊して社学や書院に改築した。魏校は南直隸崑山の人、崇仁学派であり、最初胡敬齋に私淑し、後に陸九淵の教えに転じた。崇仁学派は、程朱の学を主として尊び、仏老思想に対してはこれを激しく排斥する。たとえば、吳康齋(與弼)、鄭伉(孔明)、魏校(莊渠)等は皆そうである。このように魏校の広東での廃仏行動は、霍韜や方献夫等の礼教復興思想とともに符合する。それでは、まづ広東のいくつかの県での民間宗教風俗の是正の実例を挙げてみる。

香山県の風俗は、三戸のうち必ず一戸は淫祠が設置され、歳時に男女が混じりあつて祈禱を行なう。病気に掛かると、医者にかかることを諺として「問香設鬼」を有効な方法とする。このような迷信的風俗に対して、魏校は県の教諭顔階にそれを禁止せよと令した。また、嘉靖初年、提督副使魏校は本県の寺觀庵堂淫祠を徹底的に取り壊し、嘉靖二年(一五二三)には、提学道行文と教諭顔階が、本県署の東北にある無量寺の銅仏像を壊して二十四個の籩豆食器を鑄造し、これで文廟を祭った。同様な政策を、魏校は雷州府の海康県に対しても行ない、淫祠や銅像を破壊し、得られた銅器を祭器の鑄造用として学校に分配した。

しかし、雷州府では巫覡は三百家以上あつたが、官がその蔓延趨勢を謹責しても、その信仰風習を変えることができなかった。これについて、明・歐陽保等は、仏道二教が我が道(儒教)を乱してもそれを厳しく排斥せず恐れるばかりか、これらを導入するとは何事かと批判している。そして仏道の異教が浸透しないよう、雷州地方の邪風巫俗は仏教を信仰しないように自ら変えるべきだとする。

また、瓊山県では、「地居海島、……黎俗以巫為俗、以牛為業、礼尚檳榔」という西南少数異民族の特有の風習と風俗が伝

えられる。儋州でも同じ習慣があるが、蛋民と番民（占城人）の習俗風習も入り交じっていた。

儋州の風俗をみると、次のように記述されている。<sup>22</sup>儋州の俗は仏教を崇拜し、踏襲し合つて仏日会を結成し、例えば上帝会、白衣会、天妃会、鄧天君会、羊元帥会、大村大会、小村小会等様々ある。会ごとに年毎の当番制であり、会首一人が交迎を弁理し、数十百台の五采鸞響を裝飾する。神輿を迎えて村に到着すると、盛大な酒席が開かれ、同会（グループ）の人が相集まつて連月酒食をし、生や調理済みの豆肉が揃えられるので費用がかさんだ。会首が貧困であつたら、家産ないし子供を売つても行事を進める。郷里の老少を問わず、いつも仏を大事にするので、村ごとに廟一座あるいは二三座が設けられていた。子弟は幼時より父兄に従つて仏教を信仰するので、優れた資質を持つていても、こういった習俗のために学問に無知になってしまう。この風習によつて次第に社会が汚され、人材が軽薄になつたという。そこで、知州蕭弘魯はこういった仏教色の強い風習の厳禁を求めていた。しかし、上に掲げられた種々仏会の名称をみると、仏名ではなく殆ど地方守護神すなわち土地神もしくは少数民族の固有の神の呼称であることがわかる。これらの神々はすべて仏と称され、ここで仏教とは、多数の民間宗教の神々の混合体の総称となつていた。それゆえにこそ仏教は往々にして邪教淫祠として非難厳禁されたわけである。

ところで、上に述べたところによると、広東地域における民間宗教信仰は、単なる漢民族の信仰だけでなく、多数の少数民族の信仰もかなり融合していたことが窺える。『嘉靖德慶州志』七、「提封志下—風俗」に、

按粵本夷族、秦徙中鼎之民、使與粵雜処、時攻撃之俗變。……国朝以中州謫戍之民、実填嶺表衛所、於是州県城廓之民大多非百粵之旧。……故德慶于今号名郡、而風俗之美不下他州。惟夫附山之徭、言語侏獠、習性攻撃、……猶夫生民之初也。

とあるように、広東地方はもともと異民族の地で、漢民族の移入によつて文化や風俗が漢族化されてきたが、明時代においても固有的風習から抜けられない異民族もまだ存在していた。従つて、広東の官紳たちは社会学・書院の復興、邪教淫祠への肅清に尽力したが、先に述べたように異民族文化が濃厚に存在する広東社会では、儒教推進者としての官紳は、「夷族」の野蛮な風習を除去しながら漢族文化に同化させる上で、正統や礼教の思想をもつて積極的に彼らを教化することは、何よりも重要だと考えていた。

ここまで述べてきたように、明時代の広東においては特殊な民間信仰が存在しており、これに対して、広東に根付いていた理学思想や儒教思想、即ち正統思想や礼制の復興が大々的に提唱され、民間信仰に攻撃を加えたことがあきらかになった。霍韜の「太祖旧章十二事」の方策、及び霍韜と方猷夫の廃仏政策の思想的社会的淵源はこのあたりに求めることができるのではないか。

このような事情を背景にして嘉靖初期、「崇正」、「洪武制度の復興」の名のもとに異端たる仏教への粛清が始まった。この廃仏が上述のように畿内で激しく進められている最中に、突如「皇姑寺事件」が起こった。次の節でこの問題を検討する。

## 二、大礼議事件とのかかわり―新・旧権貴の衝突―

「皇姑寺事件」に関しては、『明世宗實訓』巻五、嘉靖六年十二月壬子（九日）の条に、詳しい記載がある。そこで本稿では『明世宗實訓』の史料を中心にして「皇姑寺事件」について討論していくことにする。まず、『明世宗實訓』に

禮部尚書方猷夫等言、尼僧道姑、有傷風化、欲將見在者發回改嫁、以廣生聚。……猷夫復言、皇姑寺係祖宗勅建、宜留之以安輶年老無依尼僧道姑。……上不悅、乃尽發其前後章疏、下大学士楊一清等票處。因降諭曰……朕於皇姑二字甚否也。今因尚書桂萼奏禁約尼僧、毀其寺宇、已行了。今若皇姑寺仍留、是不去其根也、餘恐無可禁之。

とあるように、方猷夫等（以下、議礼派と呼ぶ）の皇姑寺に対する処遇は、廃仏方針と矛盾し、これが嘉靖帝の怒りを買った。嘉靖帝は、「皇姑」という呼び方が不当で、皇姑寺がそのまま残っていれば、尼僧の禍根は取り除かれない、と考えていた。議礼派は、皇姑寺のみの存続のために、自身堅持する仏教粛清に反して嘉靖帝とのトラブルを起こすに至ったのである。これはいったい何のためであったのか。ここで議礼派が廃仏を提唱した動機を疑わざるを得ず、嘉靖初期における政治革新の理念の中で仏教に対する整理を行なうという考え方そのものについて、考察しなおす必要があると考える。本節ではこの問題を考え、以下「皇姑寺事件」に係わった政治や社会的変動を考慮しながら、その事件の全体像を把握していこうと思う。嘉靖帝は、廃仏を頒布して三、四日が経つてから、次のような行動をとった。

（嘉靖帝）降諭曰……前日旨出之後、於後三、四日、不知何日【人】哀奏兩宮。皇伯母差人諭朕曰、皇姑乃孝宗朝所以建、似不可毀。吾心不安、尼僧無處安身、皇帝可遵吾言。聖母亦差人諭朕曰、聞皇帝有旨着拆毀尼寺、吾甚不安。其皇

姑寺、聞是孝宗時所建、且其中佛像多、若毀之、恐不可。尼僧逐出無處安身、可不必拆。

嘉靖六年十二月壬子（九日）に龐仏が發布されたが、後の三、四日の間、即ち壬子（九日）から丙辰（一三日）までの内で「いつ」かそして「誰」かということは不明であるが、皇伯母聖昭皇太后と聖母章聖皇太后（以下、それぞれ皇伯母・聖母と呼ぶ）に哀奏がなされた（この【不知何人】は『萬曆野獲編』卷二七の「毀皇姑寺」の条によって補ったものである）。そこで、皇伯母は他に尼僧の拠り所がないことを、聖母は皇姑寺の佛像が多いことをそれぞれ理由にして、破壊の不可を嘉靖帝に勧告した。皇伯母は孝宗時代から残されたものを守りたかつたようで、聖母は佛像の破壊後の報いを恐れていたようである。嘉靖帝は両宮の勧告に対して、

朕謹聽、訖未對意、以為必是頑愚小人、進以禍福之言。故兩宮皇太后一時伝諭、隨即令回奏伯母云、適奉慈諭、以奉禁治尼僧事宜、欲將皇姑寺留下、以称伯考建造之意、姪敢不將順。但尼僧有傷治化、且於伊教有玷、況此寺雖有皇伯賜與勅建、原非我皇伯考聖意所為、不過請乞之耳。今已令查處、伏請聖慈鑑之、安心勿慮。而又差人回奏聖母、但有伯母亦有傳諭一句。

とあるように、両宮すなわち皇伯母・聖母が伝諭したのは、きっと彼女達が頑愚小人の禍福説を受け入れたためだとし、すぐに皇伯母へ回奏した。嘉靖帝は、皇伯母の皇姑寺存続の主張に反対はしないとすがるが、尼僧が風紀を乱す点、さらに皇姑寺が勅建を得たとはいえ、皇伯考弘治帝が自主的におこなったものではなく、皇姑寺側の要請によったものである点を指摘している。

聖母はこの回奏を受け取った翌朝、また次のように諭した。

聖母又諭朕云、昨説拆寺一事、恐不可動、其中佛像作何處置。況昭聖皇太后有諭、皇帝何不從之。吾今也要建一座寺、或將此寺與我亦好。

聖母は依然として佛像の処置問題を心配し、嘉靖帝が皇伯母の意に従うよう勧め、自分も寺院をひとつ建立してほしいが、あるいは皇姑寺を私に譲ってくれてもよいといった。これに対して、即ち嘉靖帝は、直接聖母に次のように面奏した。

（前略）兩宮尊諭、子敢不奉行。但尼僧甚壞風俗、若不先将皇姑寺首毀之、餘難禁約。伏望聖母勿聽非人之言、福與禍惟天降之、惟人所召、豈釋道能干乎。有一等愚人深信、故以惑奏、子亦聞之。兩宮慈訓、皇帝不遵是為不孝、反依外臣

之言、惟聖母察之。

嘉靖帝は、尼僧が甚だしく風俗を害するため、まず皇姑寺を毀さなければ、他を禁じにくくなるとし、聖母が「非人」、「愚人」の「禍福」説に惑われないよう願っている。両宮の教えに従わないことは不孝であるが、外臣の意見を聞いてこんな無礼を申し上げるのではないから、そのところを察してほしいと述べている。ついに、聖母は「皇帝と大臣の議にしたがおう」といつているように嘉靖帝と妥協した。嘉靖帝はまた、続けて

此寺中多皇親内官供給信施、【而禮部】必有請告之者。夫方猷夫等論救徐一鳴、言不可罪之、請查旧黎。鑑其一鳴係提調學校之官、無指理此事、乃擅將古建寺觀混同拆毀、笞逐僧道、是見為賊擾害地方、巡按官坐視回護、不得不言。又江西比乃京師、就重輕之、京師根本之地、江西寺觀以一鳴拆毀之為當、京師反縱而回護、此猷夫等言之前後同否、不待辨矣。卿等加詳票旨來。(楊)一清等奏猷夫等疏詞前後矛盾、皇上責之、甚當。

という。なお、『明世宗實訓』では引用文中の【而禮部】の字句があり、『萬曆野獲編』ではこの字句はない。前者の場合、(1)皇姑寺では多く皇親、内官が布施を供給し、そのため礼部は必ず皇伯母と聖母に陳情してその拆毀を止めることを求める者がいる、という解釈ができ、後者の場合、(2)皇姑寺では多くの皇親、内官が布施を供給するので、必ず両宮に陳述しその破壊を止めることを求める者がいる、という解釈ができる。(2)のように解釈すれば、皇姑寺は皇親や内官の私有的なものとなるから、両宮に「請告」をおこなうのは皇親もしくは宦官ということになる。先の史料中で嘉靖帝のいう「愚人」、「非人」、「頑固愚人」は、彼らを指すと思われる。一方(1)のように解釈すれば、礼部とは具体的には方猷夫等というが、彼らは皇姑寺が大勢の皇親や内官のバックアップがあるので、両宮の助力を求めたということになるが、この解釈には疑問の余地がある。

ところで「皇姑寺事件」が起こると同時に、「徐一鳴事件」が起こった。これは江西提學副使徐一鳴が歴史的古寺を勝手に毀し、僧道を追い払ったために逮捕され、京師に護送された。そこで、方猷夫をはじめ、詹事霍韜、少詹事主黃綰、右僉都御史熊浹といった議礼派は、一鳴を救助するため、彼の罪を許すよう上疏した。このように議礼派は皇姑寺拆毀を阻止する一方で、江西寺觀拆毀を推進する徐一鳴を助けるという、矛盾した行動を取ったため、嘉靖帝の怒りを買った。このために議礼派は、「皇姑寺事件」を通して皇親や内官ないし両宮の協力を得ようと願ったということは可能性としてありうるだろ

う。この字句による解釈の違いはあるものの、いずれにせよ「皇姑寺事件」に関しては、議礼派は皇親或いは内官とのかわりがあったように窺われる。

一方、楊一清等は嘉靖帝と同様に方猷夫たちの矛盾を批判したが、さらに、

但皇姑寺既建自先朝、如聖母堅欲留之、則姑從其命。將禮部本權且如擬存留。以全人子承顏順志之意、似亦無害。

と進言し、聖母が皇姑寺をしばらく存続せようとしている以上、その意見にしたがつて人の子として孝順を全うすべきであると勧めた。楊一清等もまた皇姑寺は破壊すべきではないことを婉曲に述べているわけである。ところが嘉靖帝は、

聖母之意不是蓋尼僧寺也。近日諭朕欲留皇姑寺者、前日已承慈訓、以朕意為然。亦有諭云、僧道尼姑委的多有壞祖風的、不但取世人毀罵、於伊之教亦不好看、於此可知慈意矣。

といい、聖母の本意は尼僧寺の建立ではなく、前日すでに自分の意に賛同したことであつたとする。そこで聖母の態度は一転し、僧道尼姑が伝来の風紀を壊し、その教を汚すとし、嘉靖帝と同じ考え方を取るようになった。では聖母は、最初何のために皇姑寺を存続させようとしたのであろうか。その後、嘉靖帝は、

前日卿言皇姑寺、今日皇伯母又差人諭朕留之。朕回奏云、既尊訓兩頒、宜即順命。但懲惡須去本、庶免後患。今遵慈訓、將此寺房留與無婦尼僧暫住止着、終身不許復引此類。其我祖宗特所賜勅額追回、只可如此。伏望尊鑑蒙允。曰、若有他安身之地、足矣。

といい、皇伯母はふたたび皇姑寺を残すよう諭したので、よりどころがない尼僧を一時的に皇姑寺に安居させるが、祖宗が賜勅した寺額を回収するよう令した。

上記のことを総合すると、そこには三つの問題点があると筆者は考える。第一に、皇親や内官ないし皇伯母、つまり弘治帝時代の権貴勢力が、長期間にわたって皇姑寺の布施者として寺院を支配してきた者であると想定される点である。そこで、皇姑寺の由来に関して考察してみよう。

明・沈榜編輯『宛署雜記』巻十六、「願字、仙積一呂氏」は宛平泉黃村保明寺、すなわち皇姑寺について、次のように記す。正統年間、即ち土木堡事変にあたって、陝西の呂尼が正統帝びの出征中止を進言したが、正統帝はこれを聞かなかつた。やがて帝が北方の虜地に拘留され、祈禱しているとき、呂尼の不思議な力を感じた。そのため、帝が再祚（天順帝）した後、

呂尼を「御妹皇姑」に封じ、宛平県黄村の土地に保明寺を賜わり、そのためこの寺は皇姑寺と俗称された。

また『燕都遊覽記』には、順天保明寺は比丘尼の修行地で、呂姑が建てたものであり、その寺には、天順帝の手勅三つが保存され、寺宦によって管理され、立入禁止になっていたと記している。従って、保明寺、すなわち皇姑寺は正確な創立時期は不明ではあるが、天順年間の創始であることは明らかである。

それ以降の皇姑寺に関する記述として、弘治二年（一四八九）に至って、『明史』卷一八三、「周經伝」に「中官請修黄村尼寺、奉侍孝穆太后」という記事が見える。孝穆紀太后は弘治帝の生母であったが、帝は即位後、母への孝心から紀太後の家族を尋ねた。このため、宦官陸皚が太后の兄を偽称する事件を招いており、このような風潮の中、内官が弘治帝の孝心に便乗して、孝穆紀太后の祀廟として黄村皇姑尼寺を修繕しようと請求したのである。それに加えて、内閣大学士劉健は「孝宗即位、……帝事孝兩宮太后甚謹、而兩宮皆好仏老」といつているように、正統帝の妃、成化帝の生母たる孝肅周太后と孝貞皇后王氏は共に仏老を篤く信仰していた。こうして弘治時期には、宮中后妃の崇仏熱がたかまり、皇姑寺は皇親、内官との関係を一層深めていった。嘉靖時期における皇伯母、即ち弘治帝の皇后と皇姑寺の間に見られる特殊な関係は、このように弘治時期に由来するものであった。

弘治三年（一四九〇）八月、礼部尚書耿裕、侍郎倪岳、周經等の建言にしたがって、黄村尼寺を拆毀するようと詔が出された。にもかかわらず、弘治十二年（一四九九）六月の勅諭を見ると、皇姑寺が拆毀されなかったことがわかる。『宛署雜記』卷十八、「恩澤―田宅」によれば、その勅諭文の中に、

（前略）順天府宛平県香山郷黄村女僧呂氏、先年置買田地六頃七十六畝、起蓋一寺宇一所、奏乞寺額、並蠲免糧税、特賜額順天保明寺、俱蠲免地畝糧草。今仍與徒弟女僧楊氏居住管業、頒勅護持之。凡官員軍民諸色人等、自今以往、毋得侵占田地、毀壞垣宇、以沮壞其教。敬有不尊朕命者、論之以法、故諭。弘治十二年六月十五日立。

とある。皇姑寺は寺額の下賜、糧税の蠲免と寺院領地の護勅といった特権を取得している。この裏には、おそらく権貴の仲介があったのであろう。

上述のことから、皇姑寺は、皇伯母に代表されるような、弘治帝・正徳帝系の皇親中貴に支配されていたことが想定される。彼らは、新帝たる嘉靖帝からみれば、旧勢力の権貴集団であって、嘉靖帝はこれを敵視していた。例えば、『明史』卷一

九七、列伝第八十五、「熊沢伝」に、

京師民間張福訴里人張柱殺其母、東廠以聞、刑部坐柱死。不服、福姊亦泣訴官、謂母福自殺之、其隣人之詞亦然。詔郎中魏応召覆按、改坐福。東廠奏法司妄出人罪、帝怒、並下応召詔獄。……侍郎許讚等遂抵柱死、応召及隣人俱充軍、杖福姊百、人以為冤。當是時、帝方深疾孝、武両后家、柱實武宗后家夏氏僕、故帝必欲殺之。

と見えるように、京師の市民張福の母親殺害事件の訴訟においては、もともと東廠によつて犯罪者張柱に死刑の判決を下していた。張柱はその裁判に服せず、更に張福の姉と隣人は共に張福が自分の母を殺害したと称した。そこで帝は刑部郎中魏応召<sup>(27)</sup>に再審を諭し、結局張福の方に有罪判決が出た。しかし東廠は司法官がみだりに人を罪に落していると上奏したので、嘉靖帝は怒り、多くの人々が連座して処罰された。原因として次のような背景がある。当時、嘉靖帝は弘治、正徳両后、即ち皇伯母昭聖孝康皇后張氏、孝静皇后夏氏両方の生家を深く憎んでいた。この事件の関係者である張柱は夏后の生家の奴僕なので、嘉靖帝はなんとかして張柱を死地に追い込みたかったのである。この事件は嘉靖帝と旧派権勢集団との対立関係を顕在化させたものであったといえよう。そこで皇姑寺もその対立関係にも巻き込まれ、ついには「皇姑寺事件」を生み出したのではないかという推定が可能である。

「皇姑寺事件」に関する第二の問題点は両宮、つまり皇伯母昭聖皇太后張氏と聖母章聖皇太后蔣氏についてである。この両太后の尊号の問題は、「大礼」の議において、諸臣の論争の的の一つになった。両太后の「皇姑寺事件」に対する姿勢は、さきに見たように、二人の意見には相違する部分があり、皇伯母は終始皇姑寺そのものの保留を主張していたが、聖母の懸念は仏像の破壊にあり、やがて嘉靖帝に妥協していった。この点も嘉靖帝側と皇伯母側の対立趨勢をいささか示唆している。そこで、この時皇伯母・聖母と嘉靖帝の関係を見ていきたいことにする。

『明史』卷一一四、列伝第二、「后妃二 莊烈帝愍周皇后」に、

孝宗孝康皇后張氏、興濟人。……世宗入繼稱聖母、加上尊号曰昭聖慈壽。嘉靖三年加上昭聖康惠慈壽。已改称伯母。……武宗之崩也、江彬等懷不軌。頼后與大学士楊廷和定策禁中、迎世宗、而世宗事后日益薄。元年大婚、初伝昭聖懿旨、既復改壽安太后。壽安者、憲宗妃、興獻帝生母也。廷和争之、乃止。三年、興国太后誕節、救命婦朝賀、燕賚倍常。及后誕日、赦免賀。修撰舒芬疏諫、奪俸。御史朱濶、馬明衡、陳逅、季本、員外郎林惟聰等先後言、皆得罪。

とある。嘉靖帝が即位して以降、皇伯母への待遇が日に悪くなつていった。元年（一五二二）の大婚において、はじめ皇伯母の懿旨を伝えておきながら、後に直系の祖母壽安太后の懿旨にかえようとした。また三年（一五二四）における生母興国太后と皇伯母への誕生祝いの取り扱いは前者が優遇された。そこで、修撰舒芬、御史朱澗、馬明衡、陳逅、季本、員外郎林惟聰等は相次いで進言したが、俸給が奪われたり、罪を得たりした。さらに同伝に、

初、興国太后以藩妃入、太后猶以故事遇之、帝頗不悅。及帝朝、太后待之又倨。會太后弟延齡為人所告、帝坐延齡謀逆論死、太后窘迫無所出。哀沖太子生、請入賀、帝謝不見。使人請、不許。

といひ、興国太后が藩妃の身分で宮中に入る際に、太后張氏は先例にしたがつて藩妃として待遇し、嘉靖帝にも高慢な態度で接した。しかし太后の弟張延齡が告発され、「謀逆論死」となった時、太后はどうすることもできなかった。なお『明史』卷三百、列伝の「外戚—張巒伝」に「帝以太后抑其母蔣太后故、衝張氏」と述べることから、張延齡の「謀逆」は、嘉靖帝の私恨によつてでつちあげられた罪名である可能性が強い。また、哀沖太子が生まれ、太后が入賀を請うても、嘉靖帝に拒絶された。こうして嘉靖帝と皇伯母との間が日増しに冷えていった。これに伴つて皇伯母張氏と聖母蔣氏との間の不和も醸成されていく。

上記のことからわかるように、湖広地域から京師にやつてきた嘉靖帝の新政権は、「大礼」問題の定着にともない、楊廷和等のいわゆる旧派朝臣を一掃して、新政権を強固なものにした。<sup>(28)</sup>しかし、皇伯母のような北方旧派権貴の拘束をまだ完全に脱してはいなかった。嘉靖帝としては、皇姑寺の拆毀策を堅持して徹底的に仏教肅清を完遂し、これによつて旧派権貴に打撃を加え、自勢力の伸長をはかったわけである。つまり「皇姑寺事件」は実際には新旧権勢の衝突の顕在化であつたといつてよい。同時にこれは、前掲した『萬曆野獲編』の「毀皇姑寺」条に「觀世宗屢諭、不特明晰事理、……且開諭輔臣、曲体両宮之意、然実録中僅一、二語、不知述史者何所諱」という質問に少しでも答えることにならう。

「皇姑寺」に関する第三の問題点は、嘉靖帝の新政権を擁護し、さらに嘉靖帝と共に新政を行なう議礼派官僚は、旧派権貴に対する攻撃という点では、嘉靖帝と同意見のほゞであるのに、「皇姑寺事件」において、議礼派は嘉靖帝の意に反して旧派権貴を擁護していたということである。これは、前述したように議礼派の皇親・内官との繋がりに関連しているらしい。以下、この問題について、究明してみたい。

前述の張延齡事件が起こった時、『明史』卷一一四、「后妃—莊烈帝愍周皇后伝」に、

大学士張孚敬亦為延齡請、帝手敕曰、天下者、高皇帝之天下、孝宗皇帝守高皇帝法。卿慮傷伯母心、豈不慮傷高、孝二廟心耶。孚敬復奏曰、陛下繼位時、用臣言、称伯母皇太后、朝臣帰過陛下、至今未已。茲者大小臣工黙無一言、誠幸太后不得令終、以重陛下過耳。夫謀逆之罪、獄成當坐族誅、昭聖独非張氏乎、陛下何以處此。冬月慮囚、帝又欲殺延寧、復以孚敬言而止。

と記されているように、大学士張孚敬も延齡を救うために皇帝に赦免を請うた。これに対して、嘉靖帝は太祖が定めた法令を遵守すべきことを理由に拒絶した。しかし、孚敬は、陛下は位を継いだとき、臣（孚敬自称）の言を用いて昭聖皇太后を皇伯母としたので、朝臣らは皆陛下に罪を帰したが、現在朝臣の大小が紛紛たる議論を止めて沈黙したのは、誠に皇伯母の助けを得たためであつた。「謀逆」罪とすれば、法律通り族誅に連座すべきだが、昭聖皇太后もまた張氏ではないか、皇帝はこれを如何に処置するのか、というように上奏した。冬月（陰曆十一月）に至つて、皇帝はまた張延寧を殺そうとしたが、ふたたび孚敬の進言によつて中止した。前掲の『明史』の「外戚—張巒伝」にも、

帝欲坐張延齡反、族其家。孚敬諍曰、延齡、守財虜耳、何能反。数詰問、對如初。及秋尽當論、孚敬上疏謂、昭聖皇太后春秋高、卒聞延齡死、万一不食、有他故、何以慰敬皇帝在天之靈。帝恚、責孚敬、自古強臣令主非一、若今愛死囚令主矣、当悔不從廷和事敬皇帝耶。帝故為重語止孚敬、而孚敬意不已。以故終昭聖皇太后世、延寧得長繫。

とあるように、張孚敬は延齡の造反が不可能であることを何度も繰り返して弁解した。秋、判決すべき時になつて、張孚敬は、「昭聖皇太后は高齢なので、延齡の死刑を聞いて、食欲がなくなつて死んでしまふかもしれない」と上奏し、嘉靖帝の怒りを招いた。嘉靖帝は、古くから強臣は君主を指図するのは様々あるが、今のように死囚を愛して君主を令するなら、最初から楊廷和が孝宗敬皇帝を尊崇する（皇考とする）のに従わなかつたことを後悔すべきだといつて張孚敬をひどく非難した。しかし、孚敬は頑として帝に反対し、結局、延齡は昭聖皇太后が崩ずるまで生きのびることができた。また方獻夫も孚敬と同じ行動を取つて延齡の救助に協力した。<sup>30)</sup>

これらの記事からいって、張延齡事件もまた「大礼議」事件と関連していることがわかる。しかし、張孚敬らはどのような理由から延齡を弁護したのか、その理由は今までの記事からは明らかにすることができない。『明史紀事本末』卷五十、

「大禮議」の条に、

(嘉靖三年) 九月、改稱孝宗敬皇帝為皇伯考、昭聖皇太后為皇伯母、初集議時、汪偉、鄭岳、徐文華等猶與璉等力可否、武定侯郭勲遽曰、祖訓如是、古禮如是、璉等言當。書曰人臣事君、當將順其美。於是書、萼、璉及獻夫會公鶴齡、侯勲鸞等六十有四人上言、三代之法、父死子繼、兄終弟及、人無二本、孝宗伯也、宜稱曰皇伯考。昭聖伯母也、宜稱皇伯母。獻皇帝主、別立禰室、不入大廟、尊尊親親、兩不悖矣。議上、從之。

とあり、「大禮」の議がおこった際、席書、桂萼、張璉及び方獻夫は、昌国公張鶴齡、武定侯郭勲、咸寧侯仇鸞などの六十四人と連合して、「三代の法は『父死子繼、兄終弟及』なので、弘治帝は伯父であるから皇伯考とし、昭聖伯母を伯母であるから皇伯母と稱すべきだ。獻皇帝主には別の禰廟を設けて大廟に入れないことにしよう」と進言した。この議によって、大禮問題に決着がついた。その中で、昌国公張鶴齡は昭聖皇太後の弟、延齡の兄であるので、議礼派にとって当然連合すべき主な対象であり、重要な役割を果たしたようである。大禮議定の直前、張鶴齡は昭聖皇太后を皇伯母とする議礼派の議に公然と賛同したが、おそらく昭聖皇太後の意向を受けていたのであろう。換言すれば、前に述べた張孚敬は、伯母皇太后のため朝臣の紛紛たる議論が止んだといった事例と併せて考えると、「大禮議」において昭聖皇太后も張鶴齡も、議礼派にとって大きな支援勢力になっていたように思われる。故に議礼派は、「皇姑寺事件」においては皇親側の利益保護に明確に反対できず、むしろこれを弁護せねばならず、ついには自身が極力推進する仏教肅清に反する矛盾した行動を取らざるを得なかったわけである。

以上述べたところを総合すれば次のようになる。嘉靖六年の仏教整理の下で、畿内にある六百ヶ所以上の寺庵が破壊されその内には皇親あるいは中貴の勢力が及んだ寺庵が少なくない。皇姑寺はその中の一つであったが、「皇姑寺事件」をめぐる同寺に対する処遇は、仏教弾圧政策中の唯一の例外であるといえる。しかし、「皇姑寺事件」では、嘉靖初期における廃仏は、弛緩した仏教教団がその害を社会・経済の秩序に及ぼしたことに對する処置であっただけでなく、嘉靖帝即位後の新旧勢力交替において、旧派権貴を抑制しようとする嘉靖帝の意志が働いていたと考えられる。では、旧派権貴と仏教の間にはいかなる関係があり、嘉靖帝政権の廃仏政策を惹起したのであろうか。次節ではこの点について考えてみたい。

### 三、宦官集團・議礼派と仏教―旧権貴の荘田整理と廃仏―

「皇姑寺事件」とほぼ同時に、嘉靖帝の新政権は勲戚宦官荘田の整理政令を發布した。この政令の実施は、北方旧派権貴の勢力を弱めるためのくわだての一つであろう。荘田整理の実施は次のような過程で行われた。『明世宗實訓』巻五によれば嘉靖六年、廃仏実施（十二月壬子）の前、すなわち十一月甲午の日に、内閣大学士楊一清は、近畿八府における荘田の多くは、各内官監及び勲戚勢豪に請討されているので、これを禁絶せよと奏乞した。これに依って嘉靖帝は、畿八府では大勢の奸悪者が軍民の微糧な土地を勢力家に投献し荘田を営み、土地を奪つたり地税を強要したりしている。このために京畿では多くの百姓が恒産を失つて自立できず、窮状に迫られて次々と逃れるものがある。京畿以外ではこのような状況はさらに深刻である。そこで戸部侍郎一員、風憲公直官一員は、勅を持つて各地へ荘田調査を行き、王親勢家を問わず、氾濫してねだつた及び民産を超過奪取したものは、奏訴によつて籍冊を調べあげ、事実ならすべて軍民に帰させる。地方では、すべての巡御史は官に委任して各王府及び功臣の家に調査に行かせる。寺田は、小作人に耕作させ、その租税はもともと軽かつたが、多くの寺田が官吏富豪に典買兼併され、重税を取り立てられ、甚だしきは僧舎を侵して居住地にしている。そこで徹底的に調べて改正させ、ことが終われば別の冊を造らうと諭した。<sup>(31)</sup>

このように、近畿地域においては、田地の詭寄投献や兼併の風潮に対して、嘉靖帝即位後、皇荘田庄の調査派遣が行われた。嘉靖元年十月（一五二二）、兵科給事中夏言及び監察御史樊繼祖、戸部主事張希伊が、順天八府へ皇荘を調査するために遣わされた。夏言の「堪報皇庄疏」には、明代皇荘の起源、及び八府に皇荘の増設と分布の状況が見える。これに関して清水泰次氏は、夏言の「堪報皇庄疏」から皇荘を地理的分布を考察され、また夏言が述べていない皇荘も補足されている。中国の研究者鄭克晟氏も夏言の「堪報皇庄疏」による皇荘分布、及び夏言が言及しなかつた正徳時期以前の皇荘分布をまとめた研究がある。<sup>(32)</sup>これらの関連史料や研究文献によれば、嘉靖年間までに、皇荘は六十一ヶ所があり、そのうち順天府は三十九ヶ所、河間府は八ヶ所、真定府は七ヶ所、保定府は五ヶ所、大名府は一ヶ所、湖廣は一ヶ所であった。主として京師近くに集中している。皇荘の設置年代は、弘治十八年から急速に増え、特に正徳年間にはいると、その傾向は顕著になる。その理由として夏言は、「正徳元年以来、朝政大壞、權奸用事」といい、また、『國朝典彙』卷十九「荘田附勲戚田土」に、

〔弘治〕十八年十月、建皇莊七処、……時内官用事、皇莊始盛、後至連州跨邑三百餘処、畿内之民愈困矣。

とある。つまり宦官勢力の猖獗が皇莊や荘田の拡張を加速したことがわかる。例えば、正徳年間の宦官劉瑾は、皇莊の設置を上奏して、次第が増えて三百余所に達したため畿内を乱した、という記事もある。<sup>34</sup>『明大政纂要』巻二五に、景泰三年（一四五二）九月、南京錦衣衛鎮撫司の軍匠華敏の上奏文を載せ、「内官十害」をあげるが、その中に、

以内官苦害軍民十事上聞、……廣置田庄、不納糧當、寄戸府県、不當差役、彼則連田阡陌、民無立錫之地、其害五也。

とあるように、宦官の荘田設置の弊害は甚大かつ長期にわたった。こういった土地兼併の風潮の中で、前に述べたように寺田・僧舎が勲威勢豪に奪われていった。例を挙げると、『明世宗実録』巻一、正徳十六年八月乙酉の条に、

工科右給事中田賦劾奏壽寧侯張鶴齡受獻荘田、及慶陽伯夏臣占拠僧寺之罪。上以二臣係戚畹、俱切責而祐之。とあり、また前掲の『明史』の「張巒伝」に、

鶴齡兄弟並驕肆、縦家奴奪民田廬、篡獄囚、數犯法。……延齡嘗買没官第宅、造園池僭侈踰制、又以私憾殺婢及僧、事并發覺。

とある。張鶴齡、延齡は前に述べたように、弘治帝の孝康皇后張氏の弟であり、慶陽伯夏臣は武宗夏静皇后の弟である。<sup>35</sup>とくに鶴齡、延齡兄弟は、勲威の中でも最も横暴であった。張氏兄弟の跋扈は孝宗朝から武宗朝を経て嘉靖時期にいたる長期間にわたり、なかなか抑えきれなかった。<sup>36</sup>ただし、前述のように両後の親族はいずれも嘉靖帝に憎まれていた。この荘田整理の実施の裏には、この両家の勢力を一掃する意味も含まれていたに違いない。

勲戚宦官の荘田のほかに、嘉靖八年（一五二九）に、各撫按官は、官に委任して元來糧差を免じられていた寺田をことごとく調査して前例どおり課税した。黄冊を編成したあと、それを里甲制に編入し、一律に糧を負担させる。こうすることによって、州県の税糧の不足が補われるばかりか、勢豪が機に乗じて寺田を奪取することも防ぐことができる。なお、各撫按官に、荒廃した寺観や有徳の僧が住持していない寺を調べ、時価で人に買わせるように令した。<sup>37</sup>寺田もこの田地整理の対象として調査されていることがわかる。同年、霍韜が、勲戚内臣寺観荘田の激増は、田地喪失の五つ原因の一つと指摘している。<sup>38</sup>そして嘉靖九年（一五三〇）十月、戸部大学士桂萼も寺観田地の調査を行うべことを強調した。<sup>39</sup>その年の土地調査の結果は次の如くである。<sup>40</sup>

題准查堪過順天、保定、河間、真定、廣平、順德六府、所属通州、大興等六十七州県。勲威内臣寺觀莊田共四百十九処、計地四萬四千一百二十五頃四畝七釐八毫五絲七忽一微七塵。

順天、保定など六府の六十七州県において、勲威内臣寺觀の莊田は四百十九ヶ所に達するが、これを前述した勲威内臣の三三二ヶ所の莊田と比べてみると、寺觀の莊田の数は決して少なくない。それでは、明代近畿八府における寺庵の分布をみると、全体では四二二二ヶ所で、そのうち順天府が一五五九ヶ所、保定府が七三九ヶ所、真定府が七一ヶ所、河間府が三七二ヶ所、大名府が二四六ヶ所、廣平府が二四二ヶ所、順德府が二〇四ヶ所、永平府が一四九ヶ所である。寺庵は莊田と同様に宦官と密接な関係があつた。<sup>(1)</sup> 前掲の華敏の「内官十害」の中で「蓋造仏寺、費用無算、以一己之私、破萬衆之産、其害四也。」と指摘しているように、仏寺の創立が宦官の害に含まれ、宦官が仏寺營造によつて国力を消耗しているありさまが窺われる。彼らが奪つた土地に寺廟を建てる例も史料によくあらわれる。<sup>(2)</sup> したがつて、この節ではとくに宦官と寺庵や寺田の關係を取り上げて考察していくことにする。

前に述べた宦官勢力の膨張は莊田の多量増加をもたらした。増加した一部には寺田も含まれていると考えられる。例を挙げると、次のようである。

李興の東臯村は、『明孝宗実録』卷一七四、弘治十四（一五〇一）五月己巳の条に

内官監太監李興請建僧寺一所於大興県東臯村。以僧録司右覚義定錡住持、仍乞賜寺額、護勅。又以寺西有官路不便、乞以其私地易路東首舊地。得旨仍陞定錡為右講經兼本寺住持、賜寺額曰隆禧。

とあるように、内官監太監李興は大興県東臯村で僧寺の設立を請求し、僧録司右覚義定錡を住持させられ、「寺額」・「護勅」を賜り、その上でこの寺の西に官路があつて不便なので、個人の私有地を路の東にある首舊地と交換することを乞うた。そして定錡は右講經兼本寺住持の職に昇進し、「隆禧」という寺額を賜わることができた。ところが、これは以下のような札料給事中寧學等の糾弾を引き起こした。

陛下自即位以来、未聞修建寺觀庵院、亦未聞輕賜寺額陞僧官。今興乃恃恩陳情作僮建寺、有壞成憲、罪一。自知私創非宜、奏乞寺額又請護勅、使天下後世譏議陛下崇此異端、有虧聖德、罪二。興……以祝延聖壽、護國祐民為辭。竊惟内

官脩建寺觀、不過自為身後香火之供、眼前福田之計、其於聖壽何預、似此欺誑、有負聖恩、罪三。無故、乞陞僧官定錡職事、以致姦僧得志、有濫恩典、罪四。又首蓐之地、乃我祖宗用以牧馬之所、今以其私便輒欲易之。恐自今貴戚之臣、但有莊所接壤官地、皆將比例兌易、其變亂成法、罪五。伏望斷自宸衷、毀所建寺、停罷寺額護勅、不許兌易首蓐地、仍擬定錡職、治之罪、以為奸僧交通內臣、壞法者戒。奏入、……上以前既有旨、置勿論。既而戶部又奏、謂首蓐地宜令改正還官、從之。

とあり、内官監太監李興が寺院の私設、僧官定錡の拔擢、「寺額」・「護勅」の下賜、及び首蓐地兌換などを求めたが、これは寧拳等が指摘した五つの罪を犯している。寧拳等は上奏して寺院の取り壊し、寺額護勅下賜の停止、首蓐地兌換の禁止、定錡の官職の奪回等を願った。しかし、弘治帝は前に発した旨を変更せず、最後に戸部の上奏に従って首蓐地を官に返させただけにとどまった。

頼義の延恩寺は、『宛署雜記』卷十八、「恩沢―田宅」に

延恩寺免差地七頃陸拾參畝。太監頼義創。寺一、祠一。置民郭鑑地七頃六十三畝、請于朝。正徳八年十一月、勅賜寺額。曰延恩、祠額曰崇賢。地内糧草、隨地起科、其一応雜汎雜徭、悉與優免。地在香山鄉釣魚台。

とあるように、寺額の下賜や雑役の免除などの厚遇を受けた。

以上あげた寺院は宦官の私的建築物である。このように宦官が、寺院のために「賜寺額」・「賜勅護」ないし「賜領地」などを求めて上奏した例は枚挙に暇がない。そこで宦官が京城内外に寺庵の重修建を行なった事例を次の表にまとめる。

明代十二司監と仏教寺院の關係表

人物	職掌	出身地	寺院建立年代
吳阮	亮簡	司設	宣德6年、建法華寺於銀山。
錢但	安住亮	監	宣德9年、重建萬壽戒壇寺。
但	亮	監	宣德10年、重建廣恩寺。
阮	夏	禮	宣德10年、建永安寺。
夏	楊	太	宣德年、重修崇化寺。正統2年、勅賜今名。
楊	僧	太	重建西峰寺。
僧	瑛	太	正統初、建碧峰寺。
保	安	太	正統2年、重建寶覺寺。
文	直昌	太	識「勅賜廣恩碑」文。
直	昌	太	識「勅賜廣恩碑」文。
昌	弘	太	正統2年、重修大隆善寺、改稱崇恩寺。
弘	振	太	正統3年、重建寶林寺。
振	打	太	正統3年、建普覺寺。
敬	少	太	正統6年、建香山永安禪寺、奏請勅賜今名。
喜	禮	太	正統4年、修隆恩寺。
福	太	太	正統8年、重修大能仁寺。
黎	太	太	正統9年、建玉華寺。
王	孔	太	正統9年、與章敬建玉華寺。
王	章	太	正統年、重修潭拓寺、禮部尚書胡濙記。
章	敬	太	正統年、重建棲隱寺、智化寺。
敬	建	太	正統年、重修大興慶寺、又名慈恩寺。
振	玉	太	正統10年、建華嚴寺。創靖安寺、錦衣衛指揮錢璋奏請賜今名。
振	華	太	正統13年、修大興隆寺。
弼	興	太	正統11年、重建永隆寺。
振	隆	太	正統12年、以自宅建興寺、請于朝。
海	太	太	正統13年、常覺寺、柴昇為聞于上、勅賜今名。
公	太	太	正統16年、創觀音禪寺。
昇	太	太	正統年、重建普陀寺。
建	太	太	正統年間、建奉福寺。
慎	太	太	正統年、與王、興建廣慈禪寺。
氏	禮	太	景泰初、興安等、宛民鄭道明蓋菴。賜名廣濟菴。天順元年、賜真空寺。
達	太	太	景泰2年、修洪祇寺。
文	太	太	景泰3年、立佑善寺。
善	太	太	景泰3年、建大隆福寺。
靜	太	太	景泰3年、請建隆福寺。
義	太	太	景泰5年、建萬壽寺、禮部、中蕭志記。
與	禮	太	景泰5年、勅建永豐禪林。
興	太	太	景泰年、建永禧寺、請于朝。
阮	太	太	景泰年、重修香山永安寺。
黎	太	太	景泰中、捨宅為法華寺。
王	太	太	天順初、購故太監尚義宅、為大德寺下院。
劉	太	太	天順初、助宛民郭真修青塔寺。
夏	太	太	天順初、建壽明寺。
普	太	太	天順初、捐助重修弘慈廣濟寺。
慶	太	太	天順2年、建寶峰寺。
梁	太	太	天順2年、建弘法寺、請于朝。
榮	太	太	天順4年、建崇福寺。
潘	太	太	天順8年、復建樂果寺。
禹	太	太	天順年、重建棲隱寺。
具	太	太	成化元年、建立成壽寺。
夏	太	太	成化元年、施款賞第為廣濟寺、請于朝。
劉	太	太	成化2年、以欽賜宅捨建正覺寺、請于朝。
嘉	太	太	成化2年、重建弘善寺、請于朝。
韓	太	太	成化4年、建淨德寺、奏請勅賜今名。
崔	太	太	成化4年、重建衍法寺。
李	太	太	成化4年、重建廣慈寺。
阮	太	太	成化4年、為香山安寺請勅諭禁護。
張	太	太	成化6年、施宅為寶禪寺、請于朝。
鄭	太	太	成化7年、重修圓照寺、勸賜今名。
麻	太	太	成化7年、修復崇恩寺。
草	太	太	成化8年、建洪慶寺、請于朝。
黃	太	太	成化10年、重新衍法寺。
阮	太	太	成化11年、建正法寺。
高	太	太	成化13年、與司設監太監覃文、捐金助脩廣惠寺。
賜	太	太	成化13年、與司設監太監黃賜、捐金助脩廣惠寺。
安	太	太	成化16年、建隆教寺、請于朝。
高	太	太	成化17年、聞興奏聞、賜額慈照寺。
鄧	太	太	成化21年、建修興孝寺。
興	太	太	成化22年、選地建永昌寺。
與	太	太	成化年間、建地藏寺。弘治16年、弘治帝修地藏寺。
助	太	太	成化年間、建廣寧門外的海會禪林。
芳	太	太	
章	太	太	
草	太	太	
盈	太	太	



この表では宦官一一九人が関係した一三六座の寺庵をあげた。平均して一人が一ヶ所強の寺庵を建てていることになる。どの宦官がどの監局に所属するかわからない場合が多く、所属がわかる寺庵は、次の如くである。

司礼監太監……………二十五ヶ所  
御馬監太監……………九ヶ所  
内官監太監……………六ヶ所  
御用監太監……………六ヶ所  
司設監太監……………五ヶ所  
尚膳監太監……………二ヶ所  
尚衣監太監……………一ヶ所  
給応庫太監……………一ヶ所  
丁字庫……………一ヶ所

この数字は『鳳洲筆記』に「諸司最貴重者曰司礼監、次内官、御用、司設、御馬諸監」とあるような宦官諸部署の権力の軽重とある程度一致している。<sup>(6)</sup>十二監局のうち、司礼監、御馬監、内官監、御用監、司設監等は他監に比してより多く寺庵の重修建に参与している。これは、宦官権力の構造が、寺庵の盛衰に深く係わっていたことを示唆している。明代における宦官組織は、十二監、四司、八局などのいわゆる二十四衙門があり、その中の一部局である司礼監が首領として統治していたことは周知の事実である。上述のように、この権力構造が仏教勢力の盛衰にも影響してくるようである。したがって二十四衙門の宦官組織と仏教の関係をさらに究明することが必要になると思われる。清・朱彝尊撰『日下旧聞』卷三八、「京城総記」に、

【臣等謹按】黄瓦門之名見於大仏堂碑刻。……迤北曰慈慧殿、以慈慧寺得名也。寺中有碑二。……碑文止言明官監、以梵字為私解、而不着司設之名。……稍東為織染局、有華嚴寺、寺碑皆有司設監名。無使謂司設監在黄瓦門街北、信矣。……酒醋局内興隆寺、有鑪一、上鑄酒醋麵局仏堂供奉字。内織染局、内有華嚴寺。寺内有弘治、嘉靖二次重修織染局仏道堂碑記。……火藥局在玉河北、臨河有伽藍寺、前殿祀閻帝、後殿祀毘盧仏。

とあり、同書卷四一、「皇城」に、

北安門内黄瓦西門之裏、則内官監也。【臣等謹按】内官監……内有大仏堂。とあり、また同巻に、

正徳八年五月、詔建延寿僧寺堂祇殿於西内経廠。

とある。さらに、『北平廟宇通檢上下編』によれば、

大仏堂、内官監胡同。玉皇廟、即明尚衣監旧廡。玉鉢廟、即明御用監旧址。延寿菴、為明司礼監西内経廠之仏堂、正徳八年五月敕建。法淵寺、旧為明番経、漢経兩廠地。真武廟、為寶鈔司地、旧称「寶鈔司真武廟」。馬神廟、即明御馬監馬神祠也。華嚴寺、為明内織染局仏堂、乃織染局太監所立。万寿興隆寺、旧為兵仗局仏堂。慈慧寺、明司設監以寺為私廡、其地向呼為司設監。興隆寺、旧為明酒醋麵局佛堂、乃酒醋局太監所立。雙節寺、今名為雙吉寺、為明惜薪司太監所立。鐘鼓寺、明有鐘鼓司。

とある。司礼監西内経廠の延寿菴、内官監の大仏堂、司設監の慈慧寺、御馬監の馬神廟、尚衣監の玉皇廟、内織染局の華嚴寺、兵仗局の万寿興隆寺、酒醋麵局の興隆寺、火薬局の伽藍寺、惜薪司の雙節寺、鐘鼓司の鐘鼓寺、寶鈔司の真武廟といった關係が明らかになる。ある衙門が所持していた寺廟は長期間に修復されないまま荒廃していた。そのため、二十四衙門が所有する寺廟すべてはわからない。しかし基本的には衙門が各々に属する寺院・廟を持つて自身の執務室として使い、また自信の職掌に關係する神仏を守護神とした。例えば、火薬局の伽藍寺では、前殿に忠義の戦士関帝、後殿に病氣治療や薬物管理の主役を果たす仏である毘盧仏を祭っており、御馬監は馬神廟を奉じていた。

このように、寺廟は基本的には宦官系各組織の拠点とみなすことができる。さらに、前述のように、諸監の権力の大きさが所属する寺廟の数に比例する傾向がある。しかし、これらの寺廟が必ずしも維持管理がなされていないのは、宦官の寺廟管理能力の欠如をあらわすとともに、二十四衙門の人脈消長に影響されたからと考えることもできる。北京城内西大街北に位置する弘慈広濟寺について、明・大学士萬安の「弘慈広濟寺碑文」に、

(前略) 天順初仏者普慧……、向與其徒圓洪輩相規興復之。……洪深歴成功之難、適尚衣監廖屏過、□竊□甚、語洪曰、屏上荷殊遇、官都監員、職典内局及軍營、每欲得一福地構寺奉佛、憑法力図報大徳於一萬而未を得。茲殆天昇我爾師徒

共結此善緣也。遂為洪請牒具、其興建之由以聞、乞寺額詔曰弘慈廣濟、時丙戌歲也。公自是累捐己資為費、……以遂囑報之心。……寺既成。公乃奏洪授僧錄司右竟義、尋陞右闡教僧、住於內。……成化二十年歲次甲辰秋九月□立。

とあり、また明・釈思胤が撰「弘慈廣濟寺助緣碑」に、  
都城西大街市北□□□□□□□□、勅賜弘慈廣濟寺者、乃今尚衣監廖屏所建、繼得司設監太監曹公整疏屏報本意、聞於上、遂荷累百金助工恩典、又得前尚衣監左少監盧公儀、今兵仗局佐副使王公景、右副王公郊董成之。……經始於成化丙戌之春、落成於甲辰之夏、規制輪奐。……僧錄司左竟義釈思 盥沐敬撰。成化二十三年歲次丁未秋九月重陽日、內府尚衣監太監署兵仗局事廖屏立。

とあるように、成化年間、兵仗局の職を兼ねていた尚衣監太監廖屏は、皇帝の寵愛を受けて、都監員となって内局及び軍營を司つた。彼はこのような皇帝の厚遇に報いるために、弘慈廣濟寺の修建に尽力した。廖屏のほか、司設監太監曹整、尚衣監左少監盧儀、兵仗局佐副使王景、右副王郊等も修建に協力した。これらの賛助者は大部分が廖屏の管轄下の人物である。したがって、廣濟寺は成化二年〜二〇年（一四六六〜一四八四）の修建期間から尚衣監あるいは兵仗局の統括下に入れられ、尚衣監・兵仗局の共有寺院になった。そのため、百年を経た萬曆十二年（一五八四）、中軍都督府彭城伯張守忠は後軍都督府惠安伯張元善とともに廣濟寺の修繕を監督した。張守忠と元善の高祖、即ち張景は、洪熙帝即位後、中軍都督府左都督に昇進し、後に彭城伯に封ぜられて、その子孫はこの爵位を世襲した。天順年間張玘は奄人をひそかに蓄えていたが、子張瑾はそれを押し隠していた。このように張氏一族は軍事系統の重要な支配者であり、宦官との関係も密接であると思われる。そして廣濟寺は萬曆年間に至っても兵仗局の職を重なる軍事系統に庇護されている。ここから窺えるのは、宦官が建てられた寺庵が、各監局の影響力が及んだ人脈関係によって維持された点である。とすれば、こういった人脈は一旦中断されると、寺庵もまた衰退してしまうと考えられる。

ところで表のように、明のいづれの時期にも、司礼監太監は、寺院の重修建を行う際にトップになっている。これは、時には内閣首輔を上回る権力を持つといわれる司礼監の権勢からいって当然であつたらう。明代の首輔の権力は最も重いが、司礼監の権はさらに首輔を越えた。特に正徳初期に至つて、劉瑾の権力が一層高まつて専横を極め、章奏の票擬権を握つて内閣の批答権を奪つた。劉瑾以後、司礼監は機密を掌つて章奏及び詔勅の批疏などをすべて管理した。歴代宦官の専権は王

振からはじまり、汪直に及んでこれにくみする廷臣が次第に増えてきた。<sup>(50)</sup>しかし、一般廷臣に限らず、正統年間、僧録司右覚義龔然勝や道録司右玄義王道宏等も、王振の党派馬順に賄賂を送り、王振の宅邸に出入し、膨大な富を積んだ。<sup>(51)</sup>また成化年間に至って、内臣、外將、藩鎮、伶人、工匠、法王、仏子等は宦官に附して利益を取った。<sup>(52)</sup>このような風潮が様々な階層にわたって蔓延した。さらに前掲の史料は続けて

至劉瑾、則焦芳、劉宇、張綵等為之腹心、戕賊善類、徵賈賄賂、流毒幾遍天下。

といい、劉瑾が実権を握った頃には、その党派の禍害は全国に及んでいた。劉瑾が司礼監に任じられた直後の正徳元年（一五〇六）十月に、彼の抜擢によって吏部尚書焦芳は文淵閣大学士の官職を以って入閣した。また劉宇と曹元はともに劉瑾の腹心の官僚であったが、それぞれ正徳四年（一五〇九）六月、五年（一五一〇）二月に入閣した。しかしながら、彼らは正徳五年八月、劉瑾の失脚によって相次いで免職された。「焦芳伝」に、

焦芳、泌陽人。……每言及餘姚、江西人、以遷和華故、肆口詬訾。……瑾怒翰林官傲、欲盡出之外、……芳父子與檢討段輩、教瑾以擴充政事為名、乃盡出編修清等二十餘人於部曹。有司庇詔懷材抱德之士、以餘姚人周礼、徐子元、許龍、上虞人徐文彪四人名上。瑾以礼等皆遷鄉人、而詔草出健、因下四人詔獄、欲併逮健、遷。乃黜健、遷為民、而榜逐餘姚人之為京官者。滿赤加使臣垂劉、本江西萬安人、名肅明拳。以罪叛入其國、與其國人端亞智來朝。……事聞、方下所司勘矣。芳即署其尾曰、「江西土俗、故多玩法、如彭華、尹直、徐瓊、李致省、黃景等、多少被物議。宜裁減解額五十名、通籍者勿選京職、着為令。」且言：「王安石禍宋、吳澄仕元、宜榜其罪、使他日毋得濫用江西人。……芳深患南人、每退一南人、輒喜。雖論古人、亦必詆南而譽北。」

と見えるように、劉瑾（陝西興平県）、焦芳（河南泌陽県）、劉宇（河南鈞州）、曹元（熱河大寧前衛人）、張綵（北直隸安定）等は皆北方の出身であり、劉瑾あるいは焦芳等が閣臣や翰林官を排斥した背景には南北対立の意識があったようである。特に南方の江西、餘姚出身がもつとも敵視され、焦芳は南人の一人を退けるたびに喜び、古人を論じても必ず南人を誇り北人を誉めたといわれる。このように劉瑾の党派は地縁によって形成され、南人に対抗しようとする意識があったようである。次に内閣廷臣と宦官の出身地域を確認してみよう。

明建文四年（一四〇二）から、嘉靖までの百六十年にわたって、六十八人の内閣大学士の出身地をみれば、直隸十人、南

直隸八人、浙江八人、江西十六人、河南七人、山東四人、福建二人、湖広四人、四川四人、山西一人、広東三人、広西一人であった。<sup>(54)</sup> そのうち、江西出身者が最も多く、南方出身は合計四十二人に達しているのに対し、北方出身者は、その半分の二十六人であった。このような南北格差のため、北人の不満は大きかったようである。これによって地縁による党派意識や政治紛争が生まれた。

さらに宦官の出身は、表にみられるように僅かしか知られていないが、北方の出身がや多く見られるようである。また、『明史』卷三〇四、三〇五、列伝一九二、一九三、「宦官一」、「宦官二」によって出身地をみると、雲南の鄭和、広西交趾の范弘、山西蔚州の王振、北直隸欒州の曹吉祥、山東高密の懷恩、大藤峽瑤種の汪直、浙江餘杭の何鼎、北直隸大興の蔣瑤、陝西興平の劉瑾、北直隸保定新城の張永、北直隸霸州の張忠、北直隸深州の馮保、北直隸安肅の陳矩、北直隸雄県の王安、北直隸肅寧県の魏忠賢とあり、宦官の大部分は北方、特に北直隸の出身者が一番多かったことがわかる。それ故、明代では劉瑾の党派のように、南方出身の朝臣と北方出身の宦官・朝臣という地縁による対立図式が存在したといつてよいであろう。<sup>(55)</sup>

ところで、劉瑾失脚後、魏彬、張忠は相次いで司礼監に任じられた。嘉靖帝は即位後、正徳時代の宦官の跋扈に鑑み、その勢力を押しさえようとし、正徳時代の宦官に代わって興王旧邸の宦官である張佐、鮑忠、麦福、黄錦らを抜擢して司礼監を掌らせ、彼らには権力を握らせなかった。<sup>(56)</sup> このため嘉靖初期の宦官は正徳時期より慎重になってきた。<sup>(57)</sup> この頃は「大礼議事件」が起こった時期にあつており、この時期は宦官が専権を振るう余地はなかった。大礼の議には新（議礼派の代表：張璁）、旧（反議礼派の代表：楊廷和）両派の紛争が起こつたが、新派のすべては南人で、旧派の首脳人物は南北半々だつた。<sup>(58)</sup> そのため新旧両派の対決イコール南北対抗の図式は、一時的にせよ後退した。しかしながら、必ずしも大礼議事件のなかで宦官の働きが完全に消えたわけではない。明・李棗撰『見聞雜記』卷一の「三十三」条に、

正徳辛巳、新都楊廷和因言官論晋溪票擬、下詔獄、且將殺晋溪。司礼曰、萬歳今纔年十五、王天官左班大臣、一旦至此、恐日後不可料。大礼議時、永嘉欲速新都、司礼亦不肯。

とあるように、正徳十五年（一五二〇）、新都の楊廷和は王晋溪を殺しようとしたが、司礼監に阻止された。また、大礼議の時に、張璁は楊廷和を逮捕しようとしたが、やはり司礼監がこれに反対したため、目的を達することができなかった。このように、司礼監は依然として内閣の決定を左右する力を持っていた。

宦官勢力は嘉靖初期に抑えられたといっても、表のように、この時期にも、宦官の寺庵重修建の数は減っておらず、そのうえ谷大用或いは興王旧藩邸の宦官等は、前代と同様莊田家産の集積を行なっている<sup>(59)</sup>。そして大礼事件後、南方の議礼派が旧派朝臣の楊廷和政権を打倒し、嘉靖帝とともに新政権を樹立し、中央政権の要職で活躍したが、この時期にも北方の勲戚や旧臣と膨大な宦官集団の勢力は依然として新政権を脅かしていた。彼らの勢力を如何に抑制すべきか、これが新政権もしくは議礼派の解決しなければならぬ課題であった。そこで、議礼派は新政の一環として、莊田整理を積極的に推進し、北方の大地主、とりわけ勲戚宦臣に打撃を与えた。議礼派、すなわち南方官僚のこの行動の裏には、明歴代皇帝の北方地主集団の過度な偏重、江南地主への抑圧政策に不満を持った彼らが、新政に名を借りて従来の北方偏重政策を改善させようとした意図があったとされる<sup>(60)</sup>。仏教肅清は莊田整理について施行され、この一連の政策では寺田、寺庵も厳格に取り締まられたが、その最大の理由は、前述のように、勲戚侍宦、特に宦官に庇護された寺院が非常に多かつたからである。したがって、寺庵寺田の整理、さらに廃仏は、仏教より大勢の宦官もしくは勲戚こそが肅清の主な対象であったと考えることができよう。これは嘉靖初期、帝は正統以来急激膨張した宦官勢力を抑制する政治改革理念と一致するといえるだろう。

#### 四、おわりに

嘉靖帝は即位の当初、議礼派を中心として進められる新政で、「崇正」思想を用い、また明初洪武祖制に遵って前朝の諸々弊政を改めることを革新方針とした。このために宗教祭祀礼儀は「破邪顕正」の準則に依拠すべきであるので、儒教を尊んで異端邪教たる仏教、道教を打破すべきであった。このような状況下、嘉靖帝はその個人的な道教嗜好を押さえて、政治革新を遂行しようとした。

一方で「皇姑寺事件」の発生は、仏教抑圧政策の方針の矛盾がさらけ出され、新旧権勢の紛争が表面化した。これにより、嘉靖初期の仏教肅清は単なる宗教政策の問題ではなく、この時期の政界の紛争に深く関連することがわかる。換言すれば、近畿地域における数多くの寺庵寺田は、旧派皇親、勲臣、太監と密接に関連しており、近畿地域の莊田整理は北方に基盤を置く旧派権貴打撃を目指す南方官僚の意図が隠されていた。

嘉靖時期における第一段階の廃仏は、政治的正統理念、社会的儒教思想の復興要望という思想的側面とともに、政権の交

代期に起きた新旧勢力の軋轢が絡んでいたのである。

## 註

- (1) ここで議礼派とは、中山八郎氏は「再び「嘉靖朝の大礼問題の発端」に就いて」（清水博士追悼記念明代史論叢）大安株式会社出版一六二、六）に大礼問題において楊廷和に反対の主張を展開した人々を議礼派の諸臣又は議礼派と呼ぶことに依拠するものである。また、間野潜龍氏は、「嘉靖初期における仏教統制の理念」（『仏教史学研究』二十三の一、一九八一、一）に霍韜、熊浹、黄綰、そして方献夫等はいずれも大礼の議において興献王を皇考とする世宗派の中心人物だと述べられている。『明史』卷一九七、列伝八十五、「黄綰伝」に、「席書は議礼派の人物を次のような分類にしている。正取者は張璫、桂萼、方献夫、霍韜、書席等五人で、附取者は熊浹、黄宗明、黄綰、金述、陳雲章、張少連、楚王、陽王等六人である。不取者は監生何淵、主事王国光、同知馬時中、巡檢房濬などの言論は純粋で不正確なので認められなかったということである。
- (2) 鈴木 正著「明代帝室財政と仏教（一）（二）」、『歴史学研究』第六卷、第十一号一九三六、十一）参照。
- (3) 佐藤 長「明廷におけるラマ教崇拜について」（『鷹陵史学』八一、一九八二、二）参照。
- (4) 『明世宗実録』卷三、正徳十六年六月丁未条参照。
- (5) 『世宗実録一』に、「齋醮、祈禱、必須預絶其端、不可輕信。今乃無故修設齋醮、日費不貲、至屈萬乘之尊、親蒞壇場。此皆先年乱政之徒、妄引番漢僧道試嘗上心。近日劉瑾、錢寧輩、崇信僧道、建造寺宇、極其華美、殺身亡家、略不蒙祐、則其無益有損、不待辨矣。況行香拜録之勞、孰若移之以御講筵、修齋設醮之費、何不移之以周貧困、惟陛下斥僧道、停罷齋」とある（明・鄧士龍輯、許大齡、王天有主點校『国朝典故』卷三十五に所収）参照。
- (6) 同註(5)『世宗実録一』に、「吏部尚書喬宇は「陛下登極詔書、首正法王、佛子、禪師之罪、接訪内府宮觀出入引誘之人、裁革善世、真人爵号、及新建寺宇、盡行拆毀。邪正之辨了然甚明。今一旦信用妖幻、煩勞聖體、不可之大者也。此去正徳末年復能幾何、臣等竊為陛下憂之。」と上奏したとある。
- (7) 鄭一鵬の上奏は、明・涂山編輯『新刻明政統宗（五）』卷二一、嘉靖二年閏四月、「命停齋祀」の条に、「一醮之費、金錢萬餘、以月計之、不知幾萬。而天災時疫、月無虛日、京師民裏席行乞、……而不得食。奈何徇佞幸之言、而飽僧道之腹。改西天廠為寶訓廠、以貯祖訓。西番廠為古訓廠、以貯奏疏。經筵之暇、游息其中。壽何以不若堯舜、治何以不若唐虞。」とあるが（台北成文出版社印行）、張原については、『明臣奏議』卷一九、「袞異端疏」の条参照。
- (8) ここにいう二寺は『菽園雜記』卷五に「京師鉅刹大興隆、大隆福二寺、為朝廷香火院」というように、大興隆寺、大隆福寺を指すと思われる。

る。

- (9) 『霍文敏公文集二一疏』、『皇明經世文編(第三冊)』卷一八六に所収(北京中華書店影印)。
- (10) 『明世宗實訓』卷五 嘉靖六年十二月壬子条参照。
- (11) 同註(18)の引文に続く。
- (12) 清・郭爾圻、胡雲客纂修『康熙南海県志』卷十一、「人物伝―方猷夫」(『日本所蔵罕見中国地方叢刊』に所収)参照。
- (13) 荒木見悟著『明代思想研究』、『五、羅近溪の思想―近溪思想の時代背景』(創文社出版 一九七二、十二)及び杜栄佳著『明代中后期広東郷村礼教与民間信仰的变化』(『明清史』一九九二、十一 北京中国人民大学書報資料中心出版)参照。
- (14) 同註(12)、『康熙南海県志』卷八、「学校志―社学、書院」参照。
- (15) 『康熙南海県志』卷十一、「人物伝―方猷夫伝」に、「正徳中、復謝病帰、與湛若水、霍韜卜築西樵、往来講学」とある。
- (16) 『明儒学案』卷三十七、「甘泉学案―語録」参照。
- (17) 『明儒学案』卷五十三、「諸儒学案下(一)―文敏霍渭厓先生韜の『文敏粹言』」参照。
- (18) 霍韜撰『霍渭文敏家訓』(『涵芬樓秘笈』第二集に所収)参照。
- (19) 魏校の広東の淫祠破壊は、『康熙南海県志』卷八、「学校志―社学、書院」に「嘉靖元年、提督学官魏較大淫祠、改置社学」とある。崇仁學案の仏教排斥については、『明儒学案』卷一、「崇仁學案(一)―聘君吳康齋先生與弼」に、「(與弼)息曰、宦官釋氏不除、而欲天下之治難矣。」とあり、同書卷二、「崇仁學案(二)―鄭孔明先生仇」に、「一切折衷於朱子、痛惡佛老。」とあり、また、同書卷三、「崇仁學案(三)―恭簡魏莊先生校」に、「先生提學広 東時、適曹溪焚大鑿之衣、椎其鉢曰、無使惑後人也。」とある。
- (20) 香山県の風俗と寺觀淫祠破壊に関しては、『明・鄧遷修、黃佐纂『香山県志』卷一、「風土志―風俗」に「信鬼。三家之里必有淫祠、歲時男衛女会、事必求祈禱。至於疾病以求医為謬、以問香設鬼為靈。嘉靖中提學副使魏校、令教諭顏階毀禁消息」とあり、また同書卷八、「雜志第八―寺觀」に、「無量寺、在原治東北。……嘉靖二年、提督学道行文、教諭顏階毀銅佛像鑄鑄豆二十簋四、以祀文廟。……按宋乾道中県令范文林始建無量、寶慶二寺、及北極觀、昌岷興起、多建菴堂淫祠、不可尽紀。元季毀、未尽者、嘉靖初提督副使魏校校毀毀之」とある(『日本所蔵中国罕見地方志叢刊』に収録)。
- (21) 雷州府の風俗に関しては、『明・歐陽保等纂修『萬曆雷州府志』卷五、「民俗志―習尚」に、「雷地僻濱於海、……至殯葬、則略貧者或用火葬、婦則被于巫、闔郡巫覡至三百餘家、有病則請巫以禱、罕用藥餌、有司雖申諭之、不能易也。」とある。また、同書卷二二、「外志―寺觀」に、「論曰、老佛之徒乱我道者、闢之惟恐不嚴、況引而進之。……每逢祈祭、僧道兩者雜沓無辨、可駭可晒。稽其來歴、無非藉此躲避民役、僧綱道紀貪者、且得以行其科索。……若有坐家称僧道者、処以重典。庶二氏異教無致浸淫、而雷地邪風巫俗、不必効西門之投、而自当變易矣。」とある

(1) 『日本所藏罕見中国地方叢刊』に所収。

- (22) 明・曾邦泰等纂修『萬曆儋州志』天集、「民俗志—習俗」に「俗尚仏、相襲為仏日会、有上帝会、白衣会、天妃会、鄧天君会、羊元帥会、大村大会、小村小会、各以其類相賽、不可勝数。每会中輪年会首一人營辦交迎、裝飾五采鸞轡、不下數十百。神駕既迎、每至村即大饗酒席、会中之人相聚、酒食連月、豆肉生熟皆有、額甚費。会首貧、則鸞産以為之、甚者鸞子、至無敢避。鄉無老壯、時時以仏為事、每村立一廟或二三廟最為莊嚴。子弟自幼但知随父兄從事於仏、雖有明秀之資、又格於習俗而不知有学。此風教所以日汚、而人才所以不古也歟。知州蕭弘魯申明禁革。」とある(『日本所藏中国罕見地方志叢刊』に収録)。

(23) 清・朱彝尊『日下旧聞考』卷九七、「郊祠」参照。

(24) 『明史』卷一一三、列伝第一、「后妃」参照。

- (25) 周太后と王皇后の仏教信仰について、『明史』卷一八三、列伝第七十一、「劉健伝」、及び温功義著『明代的宦官和宮廷』の「九、以勤政伝称的明孝宗」一九四頁(重慶出版社出版 一九八九、三)参照。

(26) 『国朝典彙』卷一三四、「釈教」参照。

(27) 『明史』卷九四、志七十、刑法二によれば、この時、魏應召は刑部郎中の在任である。

- (28) ここにいう「故事」とは、『明史』卷一一五、列伝第三、「睿宗興献皇帝献皇后」に、「皇后蔣氏、世宗母也。……弘治五年冊為興王妃。世宗入継大統、即位三日、遣使詣安陸奉迎、而令廷臣議尊禮。咸謂宜考孝宗、而称興献王為皇叔父、妃為皇叔母。議三上、未決。會妃將至……敕曰「聖母至、御太后車服、從御道入、朝太廟」故事、皇妃無謁廟禮、禮臣難之。時妃至通州、聞考孝宗、恚曰「安得以吾子為他人子。」留不進。帝涕泣願避位。群臣以慈壽太后命、改称興献后、乃入。」ということである。

- (29) 傅衣凌主編・楊国禎・陳文平著『明史新編』第六章「從政婦内閣到朋党樹立」—專權与内閣紛争—二〇四頁(北京人民出版社 一九九三、一)参照。

(30) 同註(12)「人物伝—方猷夫伝」に、「上又欲誅建昌候張延齡。密詢之、對曰、昔漢文誅薄昭、致母不食、今殺延齡、密傷昭聖太后心、非聖事也、遂寝。」とある。

- (31) 『明世宗實訓』卷五に、「内閣大学士楊一清奏曰、近畿八府莊田多為各監局及歲晚勢豪之家請討、乞行禁絶。……(上曰)卿等所奏深合朕意。近年裏八府地方多有被奸人將軍民微糧地土投獻於勢要之家、朦朧奏討、作為莊田。侵占強奪、捶撻逼取地租、……民既失常産、何所持、以為命逼迫逃竄者、實多京畿、如此在外可知。便着戸部差侍郎一員、科道各差風憲公直官一員、領勅前去各該地方踏看。不問王親勢要、除已實有田庄足勾的、不動。但係犯濫乞討及額外多占侵奪民産、曾經奏訴的、查吊籍冊、再堪是實、都退與軍民照旧管業。各項草場亦有將軍地庄混占、致令失業、一体清查斷理。在外地方都行與各該巡御史委官、查堪各王府及功臣之家。……僧寺田土、小民與他耕種、租糧本輕、多被官

豪違例典買兼併、田連阡陌、科取重租、甚至將僧舍屋宇占爲住居也、要查明改正、事完各造冊。」とある。

(32) 清水泰次氏撰『皇荘の起源とその発達』(『明代土地制度史研究』)に所収、頁一〇五〜一一四、一九六八、大安出版)。

(33) 鄭克晟著『明代政争探源』、第二編、第六章、第三節の「皇荘的土地來源及分布情況」頁二二八〜二三〇、一九八八、天津古籍出版社 参照。

(34) 『明史』卷三〇四、列伝一九二、「宦官」に「劉瑾……又奏置皇荘、漸增至三百餘所、畿内大擾」とある。ここにいう皇荘三百ヶ所は、清水氏によれば、弘治実録の二年七月己卯の戸部尚書李敏の奏議に、「戸部尚書李敏等、……切見畿内之地、……勲威太監等官莊田三百三十有二」という如く、勲威中官の莊田の数を意味していると思われる。(『皇荘の意義とその内容』、『東亜經濟研究』二五卷一号、一九三二、『明代土地制度史研究』に所収、頁一三一〜一三四) 参照。

(35) 『明史』卷一〇八、表第九、「外戚恩澤侯表」参照。

(36) 『國朝勲徵録』卷三、「戚畹」推誠宣力湖運武臣特進光祿大夫柱國寧壽侯贈太保追封昌國公諡莊肅張公墓誌銘」に、「(前略)二張奪民田、請官寺舍、又豪奴姻親凌官府、篡獄囚、莫敢詰。金玉積如山不厭、市津壟斷、往往皆二張人、……近世外戚莫橫於二張」とある。

(37) 『皇明世法録』卷三十九、「田土」勲威寺觀田土」に、「令各撫按官委官查堪、所屬州県原額稅糧、内絶戸無徵、并沙庄崩若干、就將所在原無糧差寺田、尽數查出、照例起科。遇造黃冊、編入里甲、一體納糧當差、以補前數、不許勢豪之家、乘機侵奪。又令各撫按官、查有荒廢寺觀、無僧行住持、及遺下田產、無人管業者、照彼中時例、召人承買、改名入冊辦納糧差。」とある。

(38) 清・查繼佐著『罪惟録』志卷九「土田志総論」に「按嘉靖中霍輅嘗奏天下土田。拋弘治十五年、較洪武初年、失額四百二十六萬八千頃零、是虧折者過半九州而亡其五矣。為非撥給於藩府、即荒穢于寇猾。非誤訛于冊文、即欺隱于奸猾。又或各官勲戚寺觀之賜額日溢。」とある。

(39) 『明世宗實録』卷一一八、嘉靖九年十月戊寅の条参照。

(40) 同註(38)参照。

(41) 拙稿『近世華北地域における仏教の社会的浸透のパターン——明代北直隸を測定の枠として——』(川勝 守編『生産と流通の歴史社会学的研究』中国書店出版 一九九三) 参照。

(42) 例えば、譚希思撰『明大政纂要』卷二十三に「正統十年六月、命歲差給事中、御師各一員、巡視各處草場。戸部侍郎焦宏等言、……大馬房諸處草場、多被內官、內使人等侵占、私役軍士耕種、甚或起蓋寺廟、……。」とある。

(43) 清・朱彝尊撰『日下旧聞』卷三九、「皇城」参照。

(44) (国立北平研究院史学研究会編 一九三六) 参照。

(45) 清・積湛撰、積然叢輯、清熙四十三年大悲壇刊本、勅建弘慈広濟新志」の「建置上―碑銘頌」 参照。

(47) 同註45(46)の張守忠・張元善撰「重修広濟寺碑文」 参照。

(48) 『明史』卷三百、列伝一八八、「外戚―張麒伝」 参照。

(49) 清・趙翼著『廿二史劄記』卷三十三、「明内閣首輔之權最重」に、「按明代首輔權最重、而司礼監之權又在首輔之上。王振竊柄時、票擬尚在内閣、然疏言、英宗時、批答多參以中官、内閣或不與、則已有不盡出内閣者。至劉瑾則專攬益甚。劉健疏云、近者旨從中下、略不與聞、有所擬義、竟從改易、正德初已有此弊。其後凡有章奏、瑾皆持歸私第、……劉巨疏亦云、近日批答章奏、閣臣不得與聞、……自瑾以後、司礼監遂專掌機密、凡進御章奏及降敕批疏、無不經其出納者。」といる。

(50) 同註(49)卷三十五、「明代宦官」に「有明一代宦官之禍、視唐雖稍輕、然至劉瑾、魏忠賢、亦不減東漢末造矣。……総而論之、明代宦官擅權、自王振始。然其時廷臣附之者、惟王驥、王祐等數人、……及汪直擅權、附之者漸多。」とある。

(51) 『西園聞見録』卷一〇一、「内臣(中)、住行」に王世貞は「正統十四年(八月)……白是月令旨籍没太監郭敬、内官陳官、内使董蒙等家以皆王党也。科道会僧録司僧録司右覺義然勝、道録司右女義王道宏、錦衣衛鎮撫周銓等賄囑馬順、引進王振家出入、積成巨富」と述べている。

(52) 『明史』卷列伝一七九、「鄒智伝」、及び『西園聞見録』卷一〇〇、「内臣(上)、住行」に成化二三年(一四八七)鄒智は、「内依之為相、外依之為將、藩省依之為鎮撫、伶人賤工倚之以作淫巧、法王、仏子倚之以恣出入官禁、鎮国永昌寺依之以結怨于軍民」といつている。

(53) 『明史』卷三〇六、列伝一九四「關党―焦芳」 参照。

(54) 明・李燾『見聞雜記』卷一の「九」条(上海古籍出版社 一九八六) 参照。

(55) 『明史』卷一九三、列伝八一、「翟璽伝」に、「其先諸城人。曾祖為錦衣衛校尉、因家京師。……嘉靖……六年春、廷推閣臣。帝意在張孚敬、弗與。命再推、乃及璽。中貴多營璽者、帝逐踰次用之。……其後李時、方猷夫人、位皆居璽上、璽亦無所怫。帝數召時、璽入見、嘗問、都察院擬籍谷大用貲産、當乎。時、璽皆北人、與中貴合。」とあるように、嘉靖六年、廷臣が翟璽を内閣大臣に推薦されたが、嘉靖帝の意は張孚敬にあつた。しかし、内官はほとんど翟璽を賞賛し、ついに嘉靖帝は彼を用いざるをえなかつた。嘉靖帝は李時と翟璽を何度も召喚し、「都察院は谷大用の資産を没収しようと思つたが、妥当だろうか」とたずねた。しかし、李時や翟璽は共に北方出身者で内官と結託していた。このように嘉靖初期、北方出身の宦官・朝臣という連合の美状が再び現れたとみることができ。

(56) 『明史』卷三〇四、列伝一九二、「宦官」に、「世宗習見正德時宦侍之禍、即位后御近侍甚嚴、有罪撻之至死、或陳屍示戒。張佐、鮑忠、麦福、黃錦輩、雖由興邸旧人掌司禮監、督東廠、然皆謹飭不敢大肆」と述べている。

(57) 『廿二史劄記』卷三十五、「明代宦官」 参照。

(58) ここにいう旧派の首脳人物は、楊廷和(四川新都、正一品)、蔣冕(広西全州、従一品)、毛紀(山東掖県、従一品)、石瑄(河北藁城、従一

品)、毛澄(江蘇崑山、從一品)、金猷民(四川綿州、正二品)、秦金(江蘇無錫)、趙鑑(山東壽光、正二品)、趙瓚(江西安福)、俞琳(浙江臨安、正二品)、何孟春(湖南郴州、正二品)等である。

(59) 『国朝猷徵録』卷一九、「朝政大端一九一莊田附勲戚田土」に「嘉靖二年、戸部給事中張漢卿等言、……先帝時、群奸擅政、八党為乱、薰皮廠起於馬永成、鷹房草場創於谷大用。今馬俊、趙霖恃藩邸給恩、妄乞免查、是蹈永成、大用故轍也、漸不可長」とある。(吳湘湘主編『中国史学叢書七』に所収 台北学生書局)。

(60) 同註(33)、頁三二六參照。